

戦旗社

7月7日

5日、20日発行

特別号

編集発行人 鹿島 昂

一部100円

東京都新宿区番衆町10の8
コーポハッピービルE1号
電話 03 (356) 2 9 8 2
振替東京26110

戦旗

帝国主義の腐朽性に抗し 共同反革命を蜂起-内戦へ！ 共産主義者同盟（戦旗派）

了・了 猛省集会を戦取し 血債をかけ日帝のアジア 侵略反革命を打破せよ

華青闘告発以後四年間の闘いの反省

日向翔

はじめに

本基調提起は大きく次のような任務の下に書かれています。

第一には昨秋から今春期にかけて、われわれは①二・三労共闘集会を中軸となす、帝国主義の腐朽性に抗し侵略反革命を阻止する革命的労働運動と、それを内裏となす七四春闘への取組み、②日米共同反革命軍事行動に対決し、横須賀の侵略反革命前線基地化に対峙するミッドウェイ母港化阻止闘争（昨秋九・一五～十・一四）③無実の石川青年奪還、狭山差別裁判糾弾の昨十一・二七より今春五・二三に至る部落解放闘争、④二度と帝国主義の尖兵にならず、アジア人民に奉仕する精神を、帝国主義的実存に対する血債として克ちとるための自己批判的反省の闘いとしての四・一九「韓」国学生革命連帯、日「韓」反革命体制粉砕闘争や、五・一五侵略反革命体制粉砕・沖縄返還粉砕二周年闘争、⑤社共の国民春闘路線に抗する実力闘争として、現下の戦闘的労働運動の頂点をなす全金本山支援連帯闘争（現地や五・一六）、⑥学生戦線における教育の帝国主義的再編に抗し、筑波大学体制打倒をめざす一連の筑波大学体制粉砕闘争などを闘い抜いてきたわけですが、これらの一切の闘いの成果と内容を、ここにおいて集大成し、戦略的とらえかえしをなしつつ、政治内容的、主体的、思想的反省を深め、次の前進の方向を明らかにするためです。

第二にはそこでの反省と下向の内容を更に深め、昨年六月同盟十二中委を契機とした、いわゆる足立分派問題という痛苦な現実を、どのようにうけとめ、この一年間何を学び、何を反省してきたのかを再度明確化していくことです。

そのためには主要には十一中委路線としての、純プロ主義批判と帝国主義的抑圧者、差別者として形成され、存在しつづけてきたわれわれの主体的切開を、現在いかなる角度と政治的方向からなし、又如何なる内容においてなそうとしているのかを明らかにし、足立分派問題を生みだした実践的根拠を解明し、又それをもってアジアにおける被抑圧民族、人民へのわれわれの自己批判の作業にかえていくのではありません。

第三にはこの作業を七〇年七・七華青闘告発以来のわれわれの闘いに対する反省と現在のとらえかえしとして、この四年間の実践をあとづけ、歴史的な検証を加えてい

くためです。

ここにおける第三の七〇年七・七華青闘告発以来四年間の闘いの反省は、第一の昨秋、今春期闘争の位置と革命的推進を基礎づける前提となり、又そこにおいてつきだされる諸点がその第二の純プロ主義批判を軸となしつつ闘われてきた足立分派問題への自己批判と止揚の方向、つまり戦旗派の革命的再生のための主要な政治内容と立脚点として対象化されるはずで

これらの相互に連関を有した三つの課題に込められるために、ここでは七・七華青闘告発以来今日までのわれわれの闘いを、三つの時期にわけて反省しています。

第一の時期としては、七〇年七・七華青闘告発当時、われわれがそれをどう受けとめ得たのかへの対象化を中心となしつつ、基本的には七一年四月の『共産主義十四号』に代表される九中委路線への検証として、七二年二月の『部落解放への飛翔』までの期間を問題としています。

第二の時期としては七二年二月の「レーニンの民族理論に関する総括」戦旗二八九号論文以後、同二九三号の沖青同・沖縄人民への自己批判をへて、七二年五・一三戦闘を組織化する過程での四人委員会との論争と、そこにおける純プロ主義批判を骨格とした同年六月の『共産主義十五号』としてまとめられた十一中委路線への現在の検証をつうじつつ、七三年六月までの期間を問題としています。

これらは現在のわれわれの主張の基礎をなす提起としてあるわけですが、そこにおける主体的反省の中間性と理論主義を特に問題としています。

目次

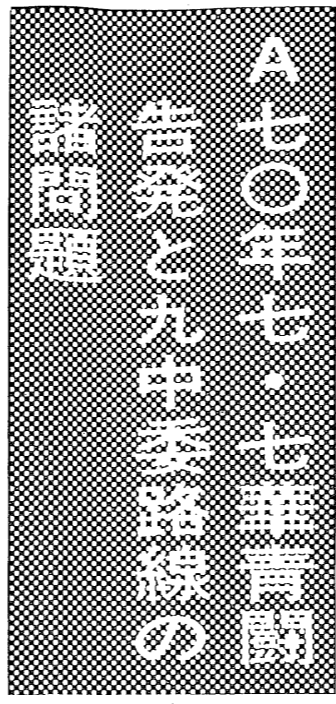
- A 七〇年七・七華青闘告発と九中委路線の諸問題
- B 七二年五・一三戦闘の組織化をめぐる中央指導部の分岐と十一中委路線の限界
- C 七三年六月十二中委以後の分派闘争遂行上の問題点
- D 七・七猛省精神を打ち固め、血債をかけ日帝のアジア侵略反革命を打破せよ

第三の時期としては七三年六月十二中委における足立分派問題を発端としつつ、われわれの主体的切開と反省が開始されはじめるわけですが、十一月の「革命的左翼の戦闘的大道を歩み、純プロ主義の病いと訣別せよ」―「戦旗」三四〇号論文から、同三四三三号「共産主義的主体を確立し、人民に奉仕する党風をかちとれ」論文を経て、特に今春五・一五集会の総括として問題とされねばならなかった諸点について『戦旗』三四四号の三面足立批判論文の限界などを問題としつつ、現在に至るまでの期間をとらえかえしています。以上のような大きく三つの過程にわたって考察した場合の、われわれの政治内容や思想的主体的反省と自己批判を、戦旗派の革命的発展と再生へむけた立脚点の深化としてなし、又それをつうじ現在の闘いの位置をすえきること、これが本基調提起の主要な課題としてめざされていることです。

われわれのこういった作業は、本来ならば七〇年七月の華青闘告発の時期において主体化され、又それが物質化されていなければならぬわけですが、われわれの主観主義や理論主義的作風を真に内在的に対象化しきれてこなかったが故に、この作業は、今日まで大幅におくれてしまいました。

このことを三百万部落大衆、六十万在日朝鮮人民、返還後の沖縄人民、その他一切の被抑圧人民・民族に対し、心から自己批判したいと考えます。

又蛇足ながら本基調提起は、われわれの主体的反省の過程としては、『戦旗』三四〇号「純プロ主義の病いと訣別せよ」論文、同三四三三号「共産主義的主体と党風」論文との連関構造において把握されるべきものであることを、つけ加えておきます。



(a) 七・七華青闘告発

をめぐる問題

まず七・七華青闘告発がどのような経緯の下において発せられたのかということから問題とするならば、次のようなことが言えます。

一九七〇年七月七日、芦溝橋三十三周年を記念し、同時に米特使ロジャアズの訪日を阻止することを課題となしつつ、全国反戦、全共闘と入管東京委との間で、共同闘争の準備がなされ、七・七集会実行委員会が形成されようとなりました。

一九七〇年七月のこの頃の情勢はといえば、五月に米帝によるカンボジアへの反革命進攻が開始され、他方六九年七月アジア外交に關しての米帝の後退と日帝などへの肩代り、アジア反共諸国の自主防衛力強化をうたったニクソン・グアムドクトリンの物質化過程として、七二年沖繩返還を確定した六九年十一月の「日米共同声明」の具体化が追及されていたのであり、日華、日「韓」、日米の反革命命会談が次々とたれ、七二年沖繩返還―日米共同反革命前線基地化と三次防、四次防による自衛隊強化、帝国主義軍隊としての確立が政治焦点化し、日帝の侵略反革命政策がますます強化されていた時期です。米帝の軍事戦略としては「韓」国からの米軍二万の撤兵にみあい、フォーカス・レチナ作戦やフリーダム・ボルト作戦への転換がはかられていたものであり、沖繩を基地とした朝鮮への出兵が目論まれ、又そういった軍事外交路線における肩代り戦略の進行に見合ひ、国内的には在日アジア人に対する攻撃が強められ、入管法の七〇年秋期国会と、七一年一月迄にみずから「韓」国籍と認める者については、日本での永住権を与え、入管行政の直接対象からは一応はぶくという、いわゆる日韓協定地位協定にもとづ

く「永住権申請」攻撃がかけられていたのです。

これはいまでもなく、日華、日「韓」協力委の開催などをつうじ、日帝の米帝に代る資本投下、経済援助の名の下での侵略反革命政策の遂行を認めた中華民国や「韓」国の反革命支配者共が、例えば当時決められた一億五千万ドルの日帝からの借款や「韓」国の防衛産業整備計画にもとづく浦項総合製鉄所建設を代償となしつつ、日「韓」・華そして米という共同反革命体制の構築に合意をしめし、又日帝の侵略反革命をも容認したことに対し、日帝が例えば在日六十万朝鮮人のすべての朝鮮民主主義人民共和国への帰還を中止し、「韓」国籍への転換を強要し、又国内での政治活動の禁止や行動報告の義務化等をなすなかで、一切の在日アジア人、中朝人民をこれら日「韓」―華反革命支配者共の、反革命監視下に釘づけにしておこうと画策したからに他なりません。

このような客体的条件の進行のなかで、全共闘、反戦の拡大を追求する八派、とくにMLの排除と追落しを狙っていた中核派と、長期にわたる地道な地区闘争の積み重ねを要求し、又闘っていた語学共闘・ベ平連などのノンセクト諸闘争委の見解が、具体的には七・七集会の事務局を全共闘・反戦と入管東京実行委にするのか、呼びかけ四団体（語学共闘・ベ平連・入管闘・日中）にするのかをめぐって対立し、入管闘争が新左翼の中央カンパニア闘争によって引回されることを批判した華僑青年闘争委メンバーの、七・七集会実行委からの抗議退場が、七月四日なされたのです。

これに対し七月五日の討議過程で、全国全共闘書記局員だった中核派の山森が、「いいじゃないか」「主体的に華青闘は退場したのだからいいじゃないか」といった発言をなし、これが華青闘に対する差別発言であることが問題とされ、結局当日は一時から全共闘、六時から七・七集会実行委の下で集会は開催され、六時から七・七集会実行委の下での集会には六千名の大衆結集がなされ、又各党派の代表発言がなされたのです。

全共闘・反戦の入管闘争への介入に対し、華青闘などが好意を示さず、むしろこれを批判したことは、彼等の例えば同年「一〇・八集会パンフ」の一つから見ても明らかならば、次のような理由によりです。

- ①「ひと度『決戦』が終れば、彼らは使い古されたシャツを捨てるように入管闘争から去っていくかもしれない」「その決戦は過激であったか否かにかかわらず、政治的お喋りの段階を一步も出ず、日韓闘争の敗北が在日朝鮮人の生活過程にまで深刻に浸透しつつ日本の各党派に忘れられていったような結果をさらに深刻に再現する」
 - ②「入管体制の実体としての日本人総体に根差す差別意識、排外主義、在日被抑圧民族に対する不断の弾圧体制を根底から解体するためには何が必要であろうか」「一切の地域運動を捨象した、むしろその欠如を補うような形で唐突に湧いて出たすべてのカンパニアを否定する」「問題はたとえ入管法を阻止できなくとも……なおその実質化を具体的に粉碎していくような持久的な観点の下で、すべてのカンパニアが存在しなければならぬということである」
- 説明は不要かもしれませんが、要するに華青闘をはじめとする現実の被抑圧民族・人民、在日アジア人は、日本人総体の帝国主義的実存を問題とし、又持久的で構造的な実体ある闘いを求め、闘いの政治的利用を批判していたのです。これは真に差別され、抑圧されつつ、不当な権利の下に困難を強いられた、日帝の帝国主義的侵略反革命政策の明治以来長年にわたる犠牲者の、生活と人生にねざした批判であり、告発としてうけとめられなければならず、そこでは彼らへの同情やあわれみ、ないしは入管法が悪いものだという認識ではなく、われわれ一人一人の歴史に対する内在的反省と、アジア人民への痛苦な自己批判が必要とされていたのです。
- しかしながら、かかるものとしてあった七・七告発の意味を、われわれ戦旗派は真に主体的にうけとめたとはいえず、佐々木和雄書記長は、「レーニン時代の帝国主義戦争を内乱へのプロレタリア国際主義の内実は、現代過渡期世界においては、唯一帝国主義の侵略反革命を単一の世界革命戦争へでなければならぬ」と発言し、その当時のわれわれの考えていた「プロレタリア国際主義」を、内戦―世界革命戦争や自国帝国主義打倒を言うことによって語りえたのみ

でした。
又、当時の『戦旗』二三三号や二三六号はこの問題をとりあげてますが、基本的には佐々木書記長の発言内容と同じようなことの繰返しになっています。

というのは、同盟それ自体としてかかえていた問題として、この当時は丁度六月の豊島公会堂での政治集会を契機に、情況・叛旗派との大衆集会での内ゲバが続けられていたという背景があり、又そこでは六九年安保決戦の総括内容が問題とされ、その内容が佐々木書記長の発言にみられるようなものでしかなかったという組織的現実を有していたからです。

又七月は反帝戦線の結成大会が二五日葛西公会堂、二六日両国公会堂で開催されることになっており、組織的には一切の眼はこの大会の成功にむけられており、七・七華青闘告発の意味をうけとめる余地など有しなかつたといえるのです。

が、ともあれそういう条件下においてわれわれがなした七・七問題への総括と対象化は次のようなものでした。

まず入管闘争の方向として、④「日帝ブルジョアジーの迷惑は、在日朝鮮人と日本人を民族的に分断し、民族排外主義の下に一方を集約することを通して、国民の国益―国防への階級支配の貫徹を現示することにある」―こうした民族排外主義イデオロギーを国民的合意となしつ、入管法に基く強制送還、強制收容を恫喝として在日朝鮮人に対する『転向』強制、政治的弾圧が法務省―入管局、強制收容所という社会から隔絶された所で行われているのである」とし、ここから「①在日アジア人の民族排外主義イデオロギーの流布に対するわれわれの日常的闘い、②右翼―官憲からの在日アジア人の防衛、③入管法の撤廃、收容所の解体、強制送還の実力阻止の闘いなどをあげています。

又七・七華青闘告発に対しては、⑤「華青闘の諸君がこの間一貫してわれわれに対して提起してきた問題は、日本階級闘争総体が、依然、在日朝鮮人、華青闘との結合を自からの問題として把握しきれない危機的状況に対する根本的な警告であった」―「そこでの問題は本質的には、六十年代後半の全共闘・反戦という質に表現される反政府闘争と、その闘いそのものの限界として、階級闘争総体の質的転換として問われている」―「そうした全共闘・反戦の反帝統一戦線の質的転換の問題として、従来のKIMISSLを新たな政治的軍事的質において、緻密な地区指導を担いうるにKIMIAIFの組織化として表現してきた」―「こうした党的政治的組織的転換を通じて、現在の全共闘・反戦の地区を単位とした全国的なソビエト型組織への再編によって、われわれははじめて、在日朝鮮人、華青闘との民族を越えた統一戦線を実現しよう」と提起しています。『戦旗』二三三号、「入管体制粉砕闘争に向けて」

こういった問題把握が政治主張的な提起として、⑥「今秋入管法国会再上程に対する闘争は単に入管法の問題や、在日朝鮮人の問題だけでなく、日帝の軍事外交路線の一切に対する凝縮した闘いとしてある事をはっきりと把握せねばならない」

「それは国際反革命同盟粉砕、帝国主義軍隊解体―正規軍建設の実現を抜きには存在しえないし、その戦略課題の実現が、国内の在日朝鮮人との闘いの結合から、朝鮮人民の革命的闘争との結合をも具体的に克ちとりうる質として闘争の政治的軍事的質がリアルに要求される」というような形で語られていたのです。『戦旗』二三六号、「日帝の軍事外交の新たな展開に対決する叛軍・入管闘争の任務」

ここにおいては⑦では、日帝ブルジョアジーが民族排外主義の下に日本人民を集約し、国益国防による階級支配をもくろんでいることが述べられ、それに対するわれわれの日常的闘いが在日アジア人の防衛や、入管体制に対する闘いとして展開されねばならないと方向づけられています。

又⑧では華青闘の告発は、これまでの全共闘・反戦型運動のいきづまりと限界の問題であり、反帝統一戦線の質的転換をなす必要がある、そのためにはKIMとSSSLを統合し、KIMIAIFとし

て、組織の転換を追求してきた。全共闘・反戦も地区を単位としたソビエト型組織へ再編していくのでなければならぬ―といったことが言われているわけです。

更には⑨では入管法攻撃に対する闘いは、日帝の軍事外交路線にたいする闘いであり、帝軍解体―正規軍建設の実現をつうじ勝ちとられていくべき闘いである。それをつうじて朝鮮人民との結合は具体化されるのだと述べられているわけです。

このような提起においては、④では帝国主義の政策を、⑤では全共闘・反戦運動の転換の必要を、⑥では最大限綱領的理論主義的勝利の方向を提起しているわけですが、しかしいざいざにしても、先の一〇・八華青闘告発の意味を正しく把握していたとは言えません。つまりここでは帝国主義は悪いこと、自分達のその時の必要性にあわせたいわけと、例えば中央カンパニア闘争を批判していることに対し、それをわれわれの主張としてあった全共闘・反戦運動の止揚の方向としての地区共闘運動の必要とくりつけて解釈すること等がなされ、又一般的な軍事外交路線との対決が語られるだけで、闘争主体そのものに内在化されていかなければならない問題、闘争主体が自己に対し刃を向け、自己切開し、自己の階級の実存を再び問い直し、自己批判をなしていくべき問題が、どれもこれもすっぴりりと欠落されています。

いわばこれは一つの作風における主観主義の典型であり、自分の言いたいことにあわせて相手の言っていることを解釈しなおしていきただけにすぎません。

だが言うまでもないことですが、まさにそこで問われていたのは、つきつけられていたのは、①まずもって入管闘争を闘っている主体は、新入管法の国会上程と永住権申請攻撃―「韓」国籍の強要のなかで、それまでの法律一二六号のⅡ項の該当者、その子供などの特定在留者、特別在留者、一般在留者などの「資格」をはぎとられ、日帝への同化を要求されつつ、拒否すれば国外へ追放され、反革命弾圧の直接の渦中へ投げすてられるという苦闘のただ中にある在日アジア人、なかんなく六十万在日朝鮮人と、五万在日中国人であることを、徹底的に認識し、そのことを出発点となしつ、②日本人一人一人がおっている帝国主義的血債、「先進」日本の繁栄のため犠牲となり、第二次帝国主義戦争後もなお新植民地主義的体制の中で、次第に隷属をしいられつつあるアジア人民に対する、根底からの自己批判、明治以来長年の抑圧・差別・分断・侵略・反革命の歴史に対する反省―革命的ザンゲの実践であり、③そのような立場を闘いの原点となしつ、闘うアジア人民に連帯しぬける決意と覚悟を有した、闘争者そのものの自己変革をバネとした恒常的な支援体制の構築であったのです。

だがわれわれのなした対象化と、実践的とりくみは、そういうった観点とはおよそかけ離れた独断的で主観的なものでした。

まず第一にそこにおいてわれわれは、現実の課題としてとわられた叛旗・情況派との分派闘争の内容において、この問題を取組み、いわばそれをめぐって論争を組織し、党風や作風を批判するといったことを全くなさず、観念的で抽象的な、およそ現実の階級闘争とは無縁な神津陽の「共同体論」批判にあげられていたのです。

第二次ブントそのものの綱領論争の位置や実践的意義を対象化できず、悪無限的に抽象化しつづけ、又観念の世界をめぐりつづけていたと言えます。

第二にはこの頃なされた日本反帝戦線結成大会や、実践的な政治主張などにおいても、帝軍解体・正規軍建設と地区共闘、ソビエト型組織建設を語るのみで、現実の階級闘争、実践の大衆運動、具体的でリアルな階級攻防としての、七・七問題、告発の意味を全く対象化しきれていません。これはまさにこれまでのブント全体のおちこんできた観念的政治主張主義の好見本といわなければなりません。

第三に、従って七二年沖繩返還にもなり日本帝国主義の侵略反革命政策の進化、アジアへの進出といったことはいくら暴露しても、アジア人民にとり日帝とは、われわれ一人一人のことであり、帝国主義的実存とは闘争者を囲み、自分も又その一員でしかありえない

現実であることに對する切開が全くなされず、それ故闘争主体を切開していくというファクターを全くつくりだしていません。叛旗・情況は小ブルだ、サークル主義だと言いつつ、自分達自身の階級的事实は、一体如何なるものなのかを少しも切開していません。まさにそういった現実を反映するものとして戦旗の諸文章はあり、又佐々木書記長の七・七集会での発言はあったのだと言うことができます。

(b) 九中委決定のはらんでいたもの

この時期のこういったわれわれの主観主義・理論主義は実はそれにとどまるのではなく、その理論そのものうちにも誤りを孕んでいたとすることができます。例えば同盟九中委は一九七一年二月、七〇年十二月にいわゆる野合三派（左派派、関地区、さらぎ派）が共産同政治集会をデッチ上げ、同盟の分裂を強行させたことを背景となしつつ、六九年八月の九回大会路線（『共産主義十三号』を参照せよ）の継承のうちに、その当時の基本的なわれわれの政治組織路線を体系化させるものとして、それをつうじ野合三派とわれわれの差異性をも明確化させ、党的立脚点を確立することを目的として準備され、物質化されたものでしたが、その九中委決定そのものうちに、対象化した現代帝国主義論レベルの問題設定などにおいて、いくたの誤りを有していたことを確認することができます。

そのような一つの悪しき典型として、これまでみてきた七・七華青闘告発のとらえかえしの意味も含めて、ここでは『当面する我々の任務と方針』中の、「日帝の闘うアジア人民抑圧強化」入管体制強化を粉砕せよ、論文での提起を検討していきたいと考えます。

九中委決定そのものは、「I、七〇年度同盟活動の政治組織総括、II、国際・国内情勢、III、任務と方針」を中心となしつつ、『戦旗』より転載の「七・六以来の分派問題の資料」と、「野合三派に対するイデオロギー的批判」から構成されたものでした。（『共産主義十四号』を参照せよ）

この中で、特に入管闘争方針がここで批判されなければならないのは、その頃のわれわれの問題把握において、われわれが不断におち込みがちであった誤りを、この論文が最も色濃く、一言でいえばシェーマ的に反映しているからに他なりません。

①「日帝の入管体制の強化は、国際的な共同反革命を遂行していくために、在日外国人の闘争を反革命的に弾圧している」とするものであり、「一般的な民族的抑圧ではなく、民族的差別の形態をとりながら貫徹される反革命弾圧である」「入管体制の強化について、在日外国人（朝鮮人民・中国人民）に対する政治的抑圧を直接的に法的には狙っていることから、ただちに帝国主義による植民地人民への民族的抑圧であるかの如く把えてはならない」

②「われわれは闘う在日朝鮮人民・中国人民に対して、『抑圧民族としての責任』から、彼らの擁護をもって入管闘争の内容にしていくのではなく、日帝の入管体制強化の攻撃が、高揚する国際的な階級闘争に対する反革命弾圧であることを踏えて、帝国主義の共同の反革命の貫徹としてなされようとしている、その攻撃そのものを断固としてね返していく同質の戦列を形成していかなくてはならない」

③「中核派は、⑦そもそもレーニンが古典的帝国主義段階において、帝国主義の植民地支配が現実的に行われている中においてさえも、帝国主義本国のプロレタリアートが植民地人民の民族的闘争を支持することを、決して革命戦略上の原則としていたのではなく、具体的に対処すべき戦術上の問題としていたことを忘却し、⑧しかもこの『民族自決権の擁護』の問題を、直接的に現在の入管闘争のガイストにしてしまおうという、二重の誤りを犯している」

これらの提起において基本的な趣旨として言いたいことは、レーニンの『帝国主義論』で述べられているような帝国主義列強の市場分割・領土の分割にもとづく、帝国主義的な植民地経営といったこ

とは、現代過渡期世界においては、②労働者国家群の存在、③武装民族解放闘争の高揚、④帝国主義間水平分業のもとの、IMF・GATTという国際管理通貨体制の規制といったことを条件として、直接的にはおこりえず、むしろ共同の反革命体制の維持の中の侵略反革命政策の遂行としてなされるのだ——ということに他ならないと思います。この限りでならそれは今でも正しい提起と考えなければなりません。

しかしながら引用した文章にみられるような表現中においては、むしろそのような趣旨にかかわりなく、第一には複数帝国主義間の共同の反革命体制やそれにもとづく政策と、一国の侵略反革命が別の概念のように論じられ対立するテーゼのようにあつかわれているという誤りを有しており、第二にそれとの関連で侵略は民族抑圧ということとくりつけてとらえても、共同反革命はむしろ反共攻撃のようなものとみなしており、ために共同反革命と民族抑圧を対置させるという誤った見解になっており、第三にそれらのことが現実の実際に発生している階級関係の中に指定されておらず、むしろ図式的なシェーマへの押しはめとしてドグマ化されたものを語っているにすぎないという限界を有していると言えます。

つまりこの「入管闘争方針」にあっては、依然として帝国主義の基本動向とそれにもとづく政策に對し対決していくのだという、一面的には正しい考え方をベースにしつつも、現実の在日アジア人の闘いに対してはそっぽを向いていくという傾向を拡大させており、又そこにおいて入管闘争の実践的な取組みの欠落をも背景としつつ、ただ理論問題としてのみ論じていく、しかもそれさえも間違っているという、先の七・七華青闘告発への対処と同じ構造にあるあやまりを繰返していると言えます。

だからそこでは在日アジア人の苦闘を語っても、実践的な方向は何らうちだせえないし、又何よりも、日帝は悪いと断罪することによって、逆に闘争主体を客観視し、闘争主体そのものの強化に連なる方向で問題をとらえることができないのです。

しかも更に問題とされなければならないのは、現代帝国主義の基本動向を述べることによって、そのことを正当化しようとしていることであり、そこでは共同反革命それ自身が実体的ない、ただの言葉になってしまっています。

これは当時叛軍闘争にしほる形で同盟の大衆運動が闘われたことを根拠としているわけではなく、むしろ大衆運動そのものへのかかわりの問題として総括されなければなりません。

それらのことをふまえたうえで、内容上おさえておくべき誤りは次の諸点です。

すなわち第一に共同反革命と侵略反革命を切り離して論じたり、侵略は民族抑圧に結びつくが、共同反革命は反革命弾圧であり、それは抑圧と被抑圧の関係とは異なるというような把握がなされていることの根拠は、レーニンの『帝国主義論』で述べられているような旧帝国主義的侵略を、現代帝国主義がとりえないことを前提としつつ、逆にそれを共同反革命として理解することによって、現代帝国主義の「新植民地主義」的對外膨張と勢力圏構築を忘却している結果なのであり、まさに共同反革命をつうじつ侵略反革命が遂行され、かつそこにおいて様々な民間投資を出発とし、更には経済援助や借款という形態をとり、帝国主義と例えば「韓」国や台湾の反革命支配者層の共同の利害がつくりだされ、彼らがカイライ化されていく、具体的には六五年日「韓」条約をテコとした無償三億ドル、有償二億ドルの借款と援助、「韓」国第三次五ヶ年計画でのソウル地下鉄建設や釜山・ソウル間の弾丸道路建設、浦項製鉄所関連四大プロジェクト建設、セマウル運動等への二億五千万ドルの新借款をつうじ、「韓」国反革命支配者共はそれを年利四%前後で日帝から借入れ、年利二〇%を越えるといわれる「韓」国内銀行へ預け入れ、その利子を反革命政権の資金となし、又、三菱グループなどが経済建設の窓口となって資材や機械、自動車、船舶を売りつけもつうける、という実体的な構造がおさえられていないためなのです。それはIMF体制を大きな軸となしつつ、共同反革命体制の中で

帝国主義が競争しあい、利害を求めていく、又「新植民地主義」的政策によって市場圏をつくりだしていくことに対する無自覚よりもむしろ抽象的な言葉の概念として観念的に現代帝国主義を把握している誤りにもとづくのであり、共同反革命と民族抑圧を対置させるあやまりもそれに基づいています。

つまり第二に、現代帝国主義の共同反革命政策の遂行にあっては、例えば日帝の高度成長を支え、繁栄を支えるものとしてのアジア人民の低額労働力、原材料資源、そして商品市場としての位置を無視することはできないのであり、それを維持するために民族解放闘争を圧殺し、又反革命弾圧を強化するのだという事です。そこで把握されるべき民族抑圧とは、具体的に軍隊の行動をもち、軍事的な抑圧となされる植民地支配の図式ではなく、「新植民地主義」的政策のなかにおける差別・分断・抑圧であり、共同反革命を遂行するうえでの人民支配に他なりません。例えば南ヴェトナム、チー・政権の維持のために非常大権による十三の大統領令をつうじなされた人民抑圧、それに対する「死の商人」としての日帝の加担、近くは民青学連事件や金大中事件を口実にした朴反革命政権の弾圧、大統領令緊急措置への日韓定期閣僚会議等をつうじた日帝のかかわりをみていけば、それらは歴然です。

要するに民族抑圧をレーニン『帝国主義論』の侵略におけるそれとしてしか理解できず、現代帝国主義の形をかえた貫徹を、それは図式的に忘れさせているのです。

だから第三の問題として、民族解放闘争はプロレタリア革命の本質的命題ではないということによって、現在の日帝の在日アジア人民に対する攻撃としてある入管令―新入管法策動や、永住権申請―国籍ハク奪攻撃を何ら具体的なものとしてふまえず、逆にマルクス主義的位置を空語的に論じることにおきかえてしまおうという思考の逆転を生じさせるのであり、ここでは現実ではなくマルクス主義の教条を問題としており、入管法攻撃と闘うのではなく抽象的理論と闘う結果を、もたらしてしまっているのです。

これはこの「入管方針」にとどまらず、これまでのわれわれの大衆運動構築における教条主義のあやまりとして、おしなべてとらえかえすことができます。

このような理論主義、教条主義においては実践的な主体の問題などとはかえすことができるはずもなく、それ故空虚なイデオロギイ的対象化がつづけば続くほど、実践からはなれ、現実の大衆運動から遠ざかり続ける以外ないのです。

この頃のわれわれ、又九中委決定はおおよそ以上のような誤りの構造を、基本的なベクトルとしてはらんでいた、例えば別の問題としては叛軍闘争における理論主義といえる、十一中委で形式的には対象化しようとした、「帝軍解体、正規軍創出、ソビエト型組織建設」というその誤りをあげられますが、このことを現在のには対象化することができます。(『共産主義十五号』の「新しい方向」論文をも参照して下さい)

(c) 『部落解放への飛翔』の限界

①闘争主体の内的反省と強化にかんする視点の欠落、②問題設定や把握における理論主義、③そして実践的な政治的表現としての前衛ショウビニズム―純プロ主義といった、この頃のわれわれの限界は、七・七華青闘告発以後、七一年五・二九外務省への反帝戦線五戦士の突入を皮切りとし、六・一七宮下公園前での戦闘、そして十二一清水谷―四谷見附での闘い、十一・一九礪川公園前での戦闘といった実力闘争、公然・非公然闘争の重層的展開の過程に入っても、容易に克服されることのないまま残存しつづけました。

これは主体的条件の問題としては、七一年四・二八日比谷公園での野合三派、叛旗派の暴力的粉砕を頂点とす、六九年七・六赤軍分派以来の分派闘争に、われわれが最も若い部分でありながら勝利を修めつづけ、基本的に他のフラクションを解体、打倒してきたと

いうことに主要には基因しています。

そのためにわれわれは、いわば目先の勝利におぼれ、大きく自己ができず、繰広げられる現実甘んじてしまったのです。

又逆にこの過程をつうじて、理論主義や純プロ主義で構わないのだ、又主体の問題は現実の階級関係のなかに指定される階級主体ではなく、いわば理想化されたプロレタリアの人間の獲得として対象化されればいいのだととらえる部分が、様々な曲折をへながらも派生しはじめました。そしてこれが七二年五・一三戦闘を組織化する過程での、武装闘争の遂行をめぐる対立となつて、つまり四人委員会問題となつて、中央指導部そのものを分裂させることになっていくのです。

そのような分岐にいたる最後の過程として、狭山差別裁判弾・無実の石川青年奪還をメインとした部落解放闘争へのわれわれのかかわりと、そこでの理論的対象化の作業がなされています。

ここではそのようなものとしてあり、七一年十月の『理論戦線十号』における村中泰論文の延長上にあると考えられるパンフ『部落解放への飛翔』の限界を、このA頃の最後の対象化として明らかにしていきます。

つまり『部落解放への飛翔』の有している陥穽とは、われわれが入管闘争や叛軍闘争へのかかわりをなしていくにあたり、理論主義の病いにおち入り、具体的で実践的な大衆運動上の問題を理論問題にすり換えていくという構造的な誤りを、部落解放闘争の領域にまで引き延ばしていったものと、基本的にはみなしていくことができます。

そこでは日本資本主義論争へのかかわりや、現在の腐朽性理論としてまとめられている、資本主義の発展における一元史観(＝両極分解論)の誤りをつきだし、綱領的立場から封建遺制の残存として部落の存在や差別の問題をとらえる日本共産党を批判していくという、極めて正しい理論作業がなされています。しかしながら問題はそれにとどまり、一言でいえば日本資本主義論争における講座派と労働派のあやまりの批判を宇野理論の発展継承の立場からなすというだけのことしかなしえておらず、なら実践的な問題、現実の部落差別に対するわれわれの主体的反省の問題を切開きえず、又触れえてもいないという点にあると言えます。

それは大きくは以下のような内容として提起されています。

①「日本共産党は部落の存在を、日本資本主義の成立過程においてブルジョア民主主義革命が徹底的におこなわれなかったが故の、半封建的身分差別の残存としてとらえる」「部落の存在は封建遺制の存続、半封建的身分差別、ブルジョア民主主義革命の未貫徹、あるいは日本資本主義成立過程の不十分性としてあるのではない」われわれは「宇野の立場をとらえ直し、後進資本主義(日本資本主義)の発展の問題、その特殊性(封建的要素等)をめぐって、労働派対講座派の論争として進行した日本資本主義論争の解明と、その限界性―止場の方向を明らかにすることを通じ、日本資本主義の生成・発展をとらえ直し、部落差別の本質を解明し、部落解放運動の革命的展開、プロレタリア解放のうちに部落解放運動をとらえる実践的根拠を鮮明化していきたい」

②「日本においてはイギリスのように『資本論』に書かれているごとく、農民の強権的な土地からの分離―プロレタリア化が徹底した形で行なわれず、地租改正により土地所有の近代的土地所有制が確立されたにもかかわらず、農民は全面的に無産者化せず、農民のプロレタリア化は極めて不徹底であった」

「日本帝国主義は部落民を基幹産業から排除し、低賃金、低生活の余剰労働力として固定化し、部落という名目での産業予備軍の形成を持って、相対的過剰人口を創出し、労働市場の底辺を担わせんとしている」

③「われわれは狭山事件にみられる如く、ますます反革命的性格を持つてくるであろうかかる日帝の部落差別の温存、助長、分断支配の強化に断固対決し、これを日帝の軍事外交路線に対する広汎な

諸戦線とともに、地区共闘に包摂していかねばならない」(同パンフ「部落の解放を克ち取るために」)

要するにここでは、①江戸時代の封建的身分制度と幕藩体制の確立の中で、士・農・工・商という身分制度の下に、「エタ、非人」といった階層をつくりだし、封建的領地内における居住地域を限定し、部落を形成させることにより、そこでの職業を固定させ、支配階級たる武士の被支配者階級への統治を実現せしめていくために、この最下層を構成した「エタ、非人」に一切の矛盾を集中させ、とりわけ農民の抑圧され収奪され、極めて貧困な状態におとしこめられていた不満を、武士階級へとむかわせせずに、「エタ、非人」にむけさせ、差別迫害させることによって被支配者階級内に分断と敵対をつくりだした事。そのようなものとして部落は歴史的に形成されたことをのべ、②日本においては一八六八年の明治維新が、世界的には資本主義の帝国主義段階への転換・突入の過程でなされたものであり、ために廃藩置県・秩禄処分・地租改正による土地所有の近代化も、国家権力による上からの資本蓄積の一環としてなされ、マニファクチュアの十分な発達や本源的蓄積をへずに、当初から産業革命後の機械技術の導入として資本主義化がなされていたのであり、ために農民層の分解・階層分化を徹底せぬまま、封建的な諸要素を内包しつつ発展した事、部落の残存はそういう問題として対象化されることを明らかにしている事。

これは現在のにはイギリス型の植民地経営にもとづく金利生活者国家的な資本蓄積をなした帝国主義と、遊休貨幣資本の株式資本をつうじた集積により鉄工業を基軸に発展したドイツ型の帝国主義の差異性として、前者の寄生性と後者の腐朽性の問題として整理され、現代革命の戦略的課題として部落、沖縄、在日外国人、アイヌ問題などがとりあげられなければならない必然性として、対象化されています。(『プロト主義の再生』、「現代革命の任務と純プロ主義の誤り」を参照のこと)

この問題についてはここではこれ以上触れませんが、従ってこの『部落解放への飛翔』は、理論上の対象化としては現在のわれわれの到達点の、ほぼベースとなることを明らかにしているという意義を有していると言えます。

しかし同時に、切開されなければならないことは、ただそれだけにとどまっているということであり、例えば引用文の①をみてもわかるように、実践上の方針の提出としては、相かわらず帝の軍事外交路線との対決としてこれを把えるなる主張と、地区共闘の一環として闘うなるものとどまっています。

つまり現実の部落解放闘争の方向と闘いの展望に関しては、先の入管闘争方針と大したちがいをもっていないのです。

だからまさにこの点こそが総括されなければならないと言えます。すなわちまず第一に、この『部落解放への飛翔』にあっては、現在の部落の概観と実体分析をも一定なしていながら、闘いの方向の提起において、一般民の部落民に対する歴史的に数百年にわたってつくりだされてきた差別意識の問題をどうとらえるのか、部落大衆の現実の闘いへの決起のバネとなりバーストとなっている、被差別に対する憤りと怒りを、一般民たるわれわれに闘争主体がどう反省していくのかにかんし、何も明らかにしていません。否それ以上に昭和四十年の同和対策審議会答申にもとづき、四四年制定された特別措置法などをつうじ、同和予算が組まれ、部落大衆の生活が一定向上してきたことにより、逆に「何故部落ばかりよくするのだ」とか「これではわれわれのほうが差別されている」とかいう、「逆差別意識」なるものが「一般労働者人民の間に生みだされてきている」、帝国主義はこれを利用して「新たな分断支配をかけてきている」と等と、客観的に評論することをもって、(同パンフ「部落に対する攻撃の強化」)、一般民の部落大衆に対する歴史的な罪悪、差別の歴史を不明確にし、何かしら部落問題を、帝国主義国家権力と部落民・部落大衆との間の問題のように論じてしまっているのです。だがこれでは部落解放闘争の課題が、何かしら社会科学の領域にタナ上げられて、実践的な方向を喪失させる一方です。

第二に、それとの関連で、狭山差別裁判糾弾闘争や、「橋のない川」上映阻止闘争についてもふれてますが、一方は帝国主義のデッチ上げ事件と石川青年のエン罪の問題として、他方は日本共産党の政治的利用、敵対として提起しているのみで、ともに、自己を客体化しています。つまり、どちらも事件や問題を紹介するという域を出ず、権力や日共を批判したとしても、それを提起している人間がどうかかわっていくのか、又部落差別に対し、どんな主体的切開をなしていくのかを解明せず、端的に言えば部落差別の問題をスッポかしています。

しかしこのような視点から闘争論的ほりさげや運動への参加をなしても、結局のところ、石川青年は犯人ではないとか、犯人は他にいるとかの、真贋論争に流されるばかりとなり、部落解放闘争としての本質的課題を見失ってしまっています。

石川青年が真犯人でないこと、狭山差別裁判事件そのものがデッチ上げにもとづくエン罪としてあることは自明ですが、核心はそれでは何故石川青年が犯人にデッチ上げられたのかにあるのであり、それはあきらかに部落大衆に対する差別に基づくものに他ならないのです。

井波を退官に追い込み、寺尾体制をも今大きく揺がしつつある、昨十一月・二七より三・二二、五・二三公判闘争の過程で、実質上六項目鑑定書が採用されたことが言われ、九月結審、年内判決は一審有罪判決の破棄としてなされるでしょうが、それを石川青年はシロだから勝ったというような次元で把握してはならず、むしろ三百万部落大衆の差別糾弾の怒りが、権力を追込み、無罪判決をひきだすのだと考えるべきだと思います。

それは三百万部落大衆の歴史に対する断罪であり、糾弾の勝利なのです。

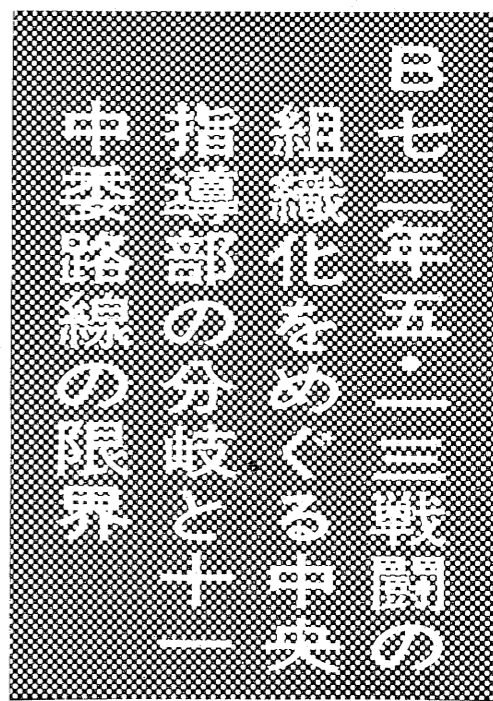
しかし『解放への飛翔』にはこういういった観点が極めて不十分であること、これが第二の問題です。

第三に従って、この『解放への飛翔』には、すべてをつうじ闘争主体の内的反省にかかわる問題、自己批判の視点が全くありません。部落差別を彼岸化し、闘争主体に対する内的なとらえかえしを欠落させ、権力の悪業を言うなかで、われわれ自身の部落大衆に対する自己批判、差別の歴史に対する革命的なザングを欠落させているのです。

ために闘争への参加は権力の悪と部落大衆への同情を基礎とするようなものになりえず、闘いの主体化をなしていません。

これは当時のわれわれの部落解放闘争へのかかわりの限界であり、純プロ主義の一表現であると反省しなければなりません。

こういった陥穽を有したものととして、この当時のわれわれの限界はあり、この克服が以後ますます鮮明な課題となって、われわれの主体に課せられていくのです。



七一年秋期闘争を恒常的武装闘争の旗の下、一定の戦闘的成果をもって闘い抜いたわれわれは、更に七二年五・一五の沖繩返還時に自衛隊Ⅱ帝国主義軍隊の海外派兵のさきがけとも言える沖繩派兵を阻止し、又米帝の後退というニクソン・グアムドクトリンの物質化に他ならない日帝による沖繩の反革命統合を粉砕すべく、同盟の総力をあげて、まさに破防法の団体適用をもおそれず闘い抜くという決意を固めていました。そのような決意は七二年『戦旗』二八七号年頭論文「非公然軍事闘争を拡大し、全世界武装闘争を真紅の糸で貫ぬけ」によってたからかに宣言され、われわれは全同盟をあげた闘いの組織化を準備、徹底した意志一致の実現に入っていたのです。

こうした過程において問題とされ、われわれの純プロ主義の克服と対象化のさきがけとなったものが、『戦旗』二八一・二八七・二八八号に掲載された「沖繩階級闘争の民族主義的歪曲を打ち砕け」論文と、それに対する沖青同の批判であり、又これへの回答として提起された一連の野田晋同志の執筆になる「レーニン民族理論の総括」(『戦旗』二八九号)論文や、「沖青同・沖繩人民との更なる革命的連帯をめざして」(『戦旗』二九三号)でありました。

ここではまず、この五・一五沖繩返還をめぐる中央指導部の分岐のさきがけとなった、レーニン民族理論と沖繩闘争をめぐる混乱についてふれていかなばなりません。

(a)レーニン民族理論の切開と 沖繩闘争論をめぐる問題

混乱のさきがけとなったのは、七一年十一月はじめより七二年一月末にかけて、三回にわけて掲載された先の「民族主義的歪曲を打ち砕け」論文、通称沖繩委論文中に、以下のような内容が見出されたことによります。

まずその主旨についてですが、それは沖繩が日本帝国主義、それ以前の島津藩による尚王の琉球王朝支配の頃からの、植民地として存在してきたと把握し、日帝からの民族自決をかかげることによって、即的に沖繩返還粉砕をかかげるフロントの主張の批判を、オ一の基本線としています。

オ二にその中で沖繩を独立した一民族ととらえ、大和民族Ⅱ日本からの自決として一島の解放を志向する部分の批判をなしていることとし、結論的には本土Ⅰ沖繩を買ぬくプロ独政府の樹立を強く打ちだしています。

そのような目的意識性の下に、この沖繩委論文は植民地ではないことの例証を、かなり強引になしており、そこでは次のような主張を基本的になしています。

①「島津による尚王朝のカイライ政権化、琉球廃藩置県の暴力的遂行、琉球処分条約案、封建的収奪体制の長期にわたる温存、土地制度、地方制度、国政参加の意識的ひき延し等を、ただ感覚的にのみとらえ、植民地だとする(例えそれが、沖繩人民の生活の中からめばえてきたものであっても)見解には、断乎として反対しなければならぬ」

「苛酷な支配とそれにもつづいた特殊な上部構造Ⅱ沖繩人意識を、現在の的には、日米帝への批判の積極性をもつものへと変化しつつもそれを一方的に抑圧された者の思想として美化し、現在の返還過程を現象的にとらえ、国家へ包摂されようとしているからそれを拒否し、沖繩人意識とそれに基づいた運動Ⅱ共同体論を対置したり、民族解放闘争として解放区的に問題をたてる、フロントや共労党は、大衆の自然発生性への全面的拝脱に陥っている」

②「戦後米帝による沖繩支配は、領土分割や植民地の分離支配としてあるのではなく、現在過渡期世界の特殊な条件、⑦労働者国家の群としての成立、⑧それに直接的、間接的に影響された後進国階級闘争の構造化、⑨先進国階級闘争との自然発生的結合、⑩米帝以外の帝国主義の疲弊によって、米帝を中心にした共同の利益の防衛の為の、国際階級闘争に対する共同反革命を延命の条件にせざるを得ず、沖繩はそうした日米反革命同盟にとって重要な位置にあったが故に、米帝軍支配下におかれねばならなかった」

③「帝国主義段階における植民地は金融資本に直接支配され、一国的な資本主義的發展は閉ざされており、たとえ政治的独立が可能であっても、それが植民地の一国的な資本主義的發展を保障するものではない以上、政治的な独立は形式的なものでしかあり得ず、植民地人民を抑圧から解放することにならないが故に、帝国主義本国内のプロレタリア革命と結合したプロ独を志向したものでなければならぬ」

「現在後進国革命に対し民族自決を掲げることは日共の民族民主主義革命、同時に、日共による戦後の沖繩の米帝支配の容認への屈服以外の何ものでもない」

こうした基本的な提起のなかで沖繩委論文は、沖繩が植民地であるとか、沖繩民族であることを例証するための、沖繩の歴史的特殊性や、「民族」的特性の強調を批判しようとし、宝永七年徳川家宣が將軍になった時琉球から慶賀使を送るよう島津が送った公文書や尚王の内部文書を引用し、例えば「すべて立居歩行の挙動、かつまた食事の食いよう等まで、日本格これなく唐風べき候よう、相たしなむべきこと」と「大和めかず」「異国めく」よう強調しているのは、「そういったことを強調しなければならぬ程、大和風であったことがうかがわれる」等と指摘したのでした。

そしてこれが、沖青同により、特にのちに沖繩民族派としていわゆる人民権力派と分裂していった部分により批判されることになったのです。

批判の主旨は、琉球王朝、尚王家の使者が島津により大和めかずに異国ふうにするまゝと強要されたのは、島津が中国(明・清)の属国として一応琉球を認め、幕府に対してはそのようなものとして報告しつつ、実質上対琉球貿易を一手に独占しようとしていたからなのであり、まさにそのなかにこそ琉球王朝Ⅱ沖繩の島津に対する被抑圧、隷属関係は見出せるのであり、それこそが封建的植民地的実存としての沖繩の姿ではないかという、極めて正当なものでした。それは琉球王朝の内的支配の破綻にもとづく、尚王家の内的事情と、徳川Ⅱ島津の幕藩体制下での封建性の統一として当時の沖繩問題はあったのであり、決して植民地支配としてなされたのではないと、沖繩委論文が述べたことに対し、そういった問題のたて方は実は、大和朝廷の成立以来の「万世一系の臣民」として沖繩もあつたのだと主張していることにはならないのか、それでは沖繩返還粉砕の立場を本当にかためることはできないのではないかという、批判としてわれわれに投げかけられたのです。

ここから実践的には沖繩闘争や沖共闘での共闘に対し、否定的な答をださざるをえないという提起として、この沖青同批判はわれわれにつきつけられたのです。

こういった現実の被抑圧人民からの批判にさらされ、五・一五沖繩返還粉砕、自衛隊派兵阻止闘争への着手において、大きなつまづきを必然化させていったこと、そういったわれわれの限界についてそれをつきとめようとする作業が開始されたのは当然です。

そしてそれを、①資本主義發展一元史観Ⅱ両極分解論のあやまり

と、②それにもとづく帝国主義の腐朽性に対する切開等からアプロ
ーチし「レーニン民族理論の総括」として対象化したのが、『戦旗』
二八九号野田論文に他なりません。

今ここでこの「レーニン民族理論の総括」論文のすべてにふれる
ことはできませんが、そこで基本的に述べられたのは次のような内
容です。

まずレーニンにおける民族理論対衆化の時期を、一九一七年革命
の前と後に大きく二分して考えつつ、そこにおける前期を一九〇三
年～五年頃、一九一三年、一九一五年頃の三期にわけて考え、一七
年革命後をプレスト講和からロシア共産党八回大会までの頃とコミ
ンテルン二回大会頃に区別し、そのおのおのにおけるレーニンの理
論的深化の階梯を説明していったのです。

そこでは一九一七年以前の才一の時期ともいえる〇三～〇五年頃
においては、レーニンは、ユダヤ人ブンドの民族主義やポーランド
社会党の排外主義的見地に対する批判をおおして、基本的には「民
族自決」を、暴力と不正に対する消極的な義務を意味するだけのも
のととらえ、各民族内のプロレタリアートの自決を問題としても民
族の自決には否定的な立場をとっていたこと、むしろその時期には
党の統一と連邦主義の分離主義反対をかかげ、「うたがいのなく階
級対立は、今日では民族問題をはるかうしろの舞台にしりぞけた」
（『民族自決権について』）ことを、民族問題への関与の基本的骨
格としていたことを明らかにしています。

それが更に、前期才二の時期たる一三年頃になると、ドイツの急
進派たるローザ・ルクセンブルグに対する批判の必要性も含めて、
「民族問題が現在ロシアの社会生活の諸問題のあいだの、めだつた
地位におしだされた」（『民族問題に関する批判的覚書』）ことを
強調するようになり、民族問題の実践的意義を認めるようになり、
そこではマルクスの「アイルランド問題」に対する見解の訂正をも
媒介とすることによって、プロレタリアートが民族主義から独立し、
各民族のブルジョアジーの覇権をめぐる闘争で、完全に中立でなけ
ればならないこと、あらゆる民族が同権であることをプロレタリア
の側から明らかにするために、「民族自決権」を承認しなければ
ならないとこれまでの主張をかえらるに至ったことを説明しています。

そして一九一五年頃のツインメルワルド左派会議を経た、帝国主
義戦争の勃発期には、才二インターとカウツキーの裏切りをたいす
る告発を契機となし、又『帝国主義論』の準備を執筆をつうじての
実質上の資本主義発展一元史観の止揚をテコとして、十三年頃の提
起が更に発展され、西ヨーロッパと合衆国などの先進資本主義国、
オーストリア、バルカン、ロシアなどのブルジョア民主革命の激動
期にある東ヨーロッパ、中国やトルコ、ベルシアなどの半植民地・
植民地の三つの地域への分類と、その各々への革命の内容の提出と
いう「三つの型」論の構築をおこない、抑圧民族内の共産主義者に
よる分離の自由の宣伝と、被抑圧民族内の共産主義者による結合の
自由の宣伝（『帝国主義と民族、植民地問題』中の「自決にかんす
る討論の決算」）の必要を明らかにするに至ったことを分析してい
ます。ここにおいてレーニン民族理論は一つの完成をみるのであり、
以後プレスト講和と八回大会でのブハーリン、ピヤタコフとの論争
で、自決の権利の問題をめぐって、勤労者大衆の自決を主張するレ
ーニンと、それが社会主義の原理に従属するものであることを主張
するブハーリン、ピヤタコフとの対立が形成され、更にはコミンテ
ルン二回大会では、インド代表ロイとの間に、いわゆるレーニン・
ロイ論争とよばれるところの、二段階戦略の実質上の克服をめぐっ
ての論争がなされ、改良的運動との対決のために、「ブルジョア民
主主義運動のかわりに、民族革命運動について語るべきである」と
結語づけられたことまでが、明らかにされているのです。

このコミンテルン二回大会での結論は結局、才一に農民層が大部
分をしめる後進国・植民地の解放闘争でも農民ソビエトが適用され
うるといふことと、才二には後進諸国は資本主義的發展をすどお
りしてソビエト制度へ移行でき、一定の発展段階をへて共産主義へ移
行できるという命題となって採択されたわけですが（コミンテルン

二回大会、「民族および植民地問題委員会の報告」）、ここに至る
までの過程にあって、結局レーニン民族理論のガイストとして対象
化できることは、才一には資本主義社会におけるブルジョアジーと
プロレタリアートの根本的な階級対立は、資本主義の発展の度合が
世界的空間においては、一様でないことにより、政治、経済、文化
的等の抑圧と被抑圧という現実によって修飾されている、才二には
そういった現実下で労働者の団結を促していくためには、とりわけ
抑圧民族のプロレタリアートの側から、あらゆる特権の放棄と同権
の獲得への接近のために、被抑圧民族の「自決権の承認」がなされ
ねばならないこと、そして才三にはそれを主体的に保障するために
は、民族的障壁をのりこえた単一の中央集権党が是非とも必要であ
り、そのような党は「自決権の承認」の他方で、ブルジョア的、小
ブルジョア的分離主義に反対していかなければならないのだというよ
うなことであり、まとめられたのでした。

このような民族問題への理論的対象化をつうじて、それまでのわ
れわれの理解は、〇三年から〇五年までの頃のものに匹敵するだけ
であり、当然克服されねばならないと、問題は切開されたのです。

そしてこの理論的切開を下敷としつつ、『戦旗』二九三号において
「冲青同・冲繩人民との更なる革命的連帯をめざして」、通称冲青
同への自己批判論文が提出されたのです。

そこでは資本主義発展一元史観の批判と、帝国主義の腐朽性が指
摘され、そのようなものに無自覚であったわれわれの限界を自己批
判し、同時にレーニン民族理論の発展を明らかにすることによって
われわれの不充分性をつきだし、冲繩委論文の限界を批判していま
す。

①「われわれは現代帝国主義の腐朽性の更なる深化を確認した場
合、レーニンにおける後進ロシアだから民族問題が前面化するの
あり、特殊に問題となるのであって、アメリカ、ヨーロッパ等の先
進資本主義国ではそれらは解消されるといった見解こそ、むしろレ
ーニンの資本主義発展一元史観の残滓として現在のには否定的に対
象化されるべきであるといわねばならない」

②「冲繩人民の生活の中から、植民地だとする見解がめぐるの
は当然であって、それらの歴史を否定的に対象化しつつ、現在の
冲繩返還に対して『冲繩人意識』を対置し、もって日米帝と対決せ
んとすることの中に、冲繩における復帰運動からの脱却、階級闘争
の前進が確認されるのでなければならぬ」

③「現代帝国主義は、その国内支配の貫徹に対しても、民族的、
人権的な差別と抑圧を大幅に持込み、固定化せざるをえないし、か
かる関係は帝国主義の本性にねざしているが故に、決して廃絶、解
消しえない」

「民族解放闘争の高揚は、現代帝国主義のかかる内部的矛盾を白
日の下にさらした」等というのが、その主要な内容です。

この二つの論文と、それをどう受けとめるのが、数ヶ月後の四
人委員会問題とよばれる、中央指導部内論争につらなっていくので
すが、ともあれこうした対象化によって、冲繩委論文の限界は大き
く切開され、われわれは内在的に新しい視点を獲得しはじめに至
りました。

そしてこれをもって日帝の反革命統合粉砕、日米共同反革命前線
基地化阻止をかかげた、七二年五・一五冲繩返還粉砕の闘いが、大
胆に進撃を開始したのでした。

だがこのようなすぐれた理論的提起であっても、現在の地点から
とらえかえすならば、それが数ヶ月後にこれまでのものにしがみつ
き、むしろ反動的に固定化しようとする城山、天下などの純プロ革
命派を派生させ、同盟の混乱を深めさせていったというわかりにく
さ、不充分性を、多々含んでいなかったとは決していえませんが。否
それ以上にこの民族問題の対象化と、冲青同への自己批判のなかに
は、次のようなアポリアが内包されていたのです。

すなわちそれは、才一の問題として冲青同の批判への回答を实践
内契機としていながら、そこから下向していくというファクターを
全く欠落させ、レーニン民族理論の歴史的抽出と、アナロジーに終

始したため、結局のところ新しい理論の対象化として、民族問題をカバーするというにはなっても、現実的で具体的なものへの反省、例えば沖縄闘争論のとなえかえしには、直接的にはつながっていないかかったということだ。

だから現実の大衆運動でのわれわれの提起や主張とは、一見無縁のところ、民族理論として問題を把握するだけという、イデオロギーの豊富化一般に流す傾向を同盟内に生みださしめました。

又、才二にはそのような、具体的なものからの反省を欠落させたまま、理論を理論として問題としたという限界は、やはり理論で現実を解釈しなす傾向や、それ以上に、実践的な方針や方向における勝手な解釈、分岐を必然化させたのであり、それは理論主義を又生みだし、主体的反省をますます欠落させることにしかならなかったのです。

言い換えれば、方針や方向がなのまま、新しい理論的解釈として学問的な豊富化のみがなされたため、主体にかえらずに、観念にかえるという誤りを拡大させました。

そして才三には、何よりも沖青同批判への実践的回答にはなっていないということだ。

資本主義発展一元史観のあやまりと、腐朽性の抽出を、レーニン民族理論の階梯をめぐるなかからなしたものの、それをもって沖青同への自己批判におきかえたため、現実のわれわれの作風や党風の何を反省し、切開するのかわからないことには全くならず、むしろこれだけ重要な内容でありながら、これはただの個人の理論作業という次元にとどまったのです。

だからそれは、特に現実の沖縄闘争論にどう適用されていくのかに関して、多くの分岐をもたらし、いろんな理解を同盟内に想起させました。

例えば先の沖縄論文が、沖縄民族と植民地という把握への批判を軸として構成されていたのに対し、これ自身もあやまっていたのではないか、民族自決でもいいのではという考え方を生み出さしめ実践上の沖縄闘争の課題が、フロント的な日帝からの民族解放闘争へ歪められて理解されてしまうという混乱をもつくりだしたのである。

民族の概念については、「一定の地域と共通の言語を有した共同体」といったことがレーニンにより定式化されてるわけですが、この例証のために沖縄を考えるという、丁度沖青同内の沖縄「民族」派と同じような思想も、ここでは生み出されました。

現実的にはわれわれは、この沖縄闘争論については、沖縄を特定の民族ととらえる考え方には反対しつつも、それが沖縄人として形成され歴史的に実存していることは認めざるをえず、従ってこの被抑圧人民としての沖縄人意識に立脚しつつ、革命論が構築されねばならないこと、その場合には沖縄は、日帝の侵略反革命を先取りに洗礼された、まさに「国内植民地」的位置にあるものとしてとらえられねばならず、しかもそこでの権力実体が米軍政を潜在的背景とする日帝にあることから、米帝放逐にもとづく日帝打倒闘争への沖縄人民の決起として、その闘いがアジア解放闘争のなかに位置づけられるべきであり、従って沖縄人と日本労働者人民による沖縄解放↓沖縄人民権力樹立の闘いが、日帝からの分離、プロ独下での自決の権限を有したものであると、とらえていくわけだ。

が、こういった実践上の問題が、全く不明確なまま、①抽象的で観念的な理論主義の対象化と、レーニンアナロジーに終始している。②主体的反省を欠落させ、客観主義におちこんでいる。③実践的な方針として、特に沖縄闘争論の方向を欠落させているという限界ゆえに、この「レーニン民族理論の総括」と「沖青同・沖縄人民との更なる革命的連帯をめざして」論文は、同盟の団結をではなく、逆に分岐を、特に中央指導部内の分裂を生み出さしめていくというふうになり、結果したのです。

それが戦旗派分裂の発端となった、五・一五沖縄闘争の組織化を

(b) 四人委員会問題と同盟の進路をめぐる論争

レーニン民族理論の対象化という、大きな転換の契機をむかえながら、それを主体化できずにすすめられてきた五・一五沖縄返還粉砕の過程で、様々な要素をほらみながらも基本的には、①武装闘争の遂行をめぐる、②純プロ主義の克服に対する否定を契機として、同盟中央指導部内にフラクションが組まれるという問題が公然化してきたのは、七二年三月、北熊本で反帝戦線三戦士による西部方面総監部への突入がおこなわれ、又全国叛軍討論集が博多で開催される頃でした。

当然この四人委員会なるものは、当時中央指導部を最高指導していたN同志の指導を批判し、なおかつ病氣療養中のHを批判するという形で登場し、このままでは五・一五戦闘はやれないからと、指導部分の改編を要求しました。(具体的にはN同志に代わって城山が中央を指導する)

しかし、そのうちに城山が中央を指導するためには路線を変えてくれ、今の武闘路線ではできないといった事が提起されるに至り、不平・不満のみを語る大下・西田などを含めて、同盟の基本路線たる九中委の検討がなされることになりました。

すでに当時、レーニン民族理論の対象化などをつうじ、同盟の方向の再検討を感じていたHやN同志などもこれに同意し、かくして一方における極めて苦しい武装闘争を中軸とする五・一五闘争の組織化と、他方における連日にわたる中央指導部内の路線論争といった、不測の事態が進行することになったのです。

そこでは基本的に、①九大会九中委路線の武闘路線は継承しながらも、同盟の前衛ショウビニズムやセクト主義といった、七・六以来の分派闘争の歴史のなかでつちかわれてきた体質を克服し、大衆運動構築上の理論主義、最大限綱領主義を排していき、そのためにも沖縄人民への血債をかけて五・一五を総力戦として闘い抜くべきだという左の見解と、②セクト主義や前衛ショウビニズムを排するのはいが、むしろ問題は中央集権的規律の民主化と、武闘路線そのものの克服、産別的労働運動への転換にあるのであり、五・一五を決戦的に闘うといった思考そのものと訣別すべきだとする右の見解として対立が形成され、論争がなされました。

前者がH、後者が城山の提起であったわけですが、これらとは別に、③五・一五を闘うのはいが、同盟の基本路線は労働組合運動でなければならぬ、しかし問題は同盟の理論主義であり、それは十中委総括のヘーゲル主義にあるというように言う、日向・野田理論の批判をかけた大下が、政治的中間派として存在したわけだ。

前者の見解は「恒常的武装闘争(論) 路線の総括と新しい方向」論文としてまとめられ十一中委路線へと引きつがれ、又城山見解は一年後の十二中委での北海道地方委員会意見書へ、大下の見解は改作されつつも九州意見書としてまとめられるに至り、対立を止揚できないうまま、七三年六月十二中委での分派分裂問題||足立分派へとつらなっていく。

が、ここではわれわれは、論争内容に対し客観的にかかわろうとするのではなく、むしろ大きくは、武闘路線を堅持しつつ、純プロ主義批判をおこない、アジア被抑圧人民・民族の立場にたとうとする部分と、労働(組合)運動を憧憬しつつ、純プロ主義・本工プロレタリア主義を克服できずにいる部分との論争として、この対立が形成されていったことを見てとるのでなければなりません。

今ここで、その論争内容を再録するならば、それは次のようなものとしてあったのです。

まず北海道地方委員会をカクマル主義的にかためる基礎となった城山の五・一三戦闘組織化の前段での主張を、彼の「才一論文」・「才二論文」からまとめるならば、こうなります。

①「Cの脱落とYの崩壊や、有能な中堅カードの確信の喪失

と相づく脱落到組織的表現をとる事態は、我々の組織闘争を通じた組織が、まだ現在の政治・組織・運動路線に基く党建設をなしえないことの現われであることを確認しないわけにはゆかない」

「そもそも公然領域での労働者階級ならびに人民を、プロヘゲで実体的に組織し、ケン引することもほとんどできていない我々の組織的蓄積をもってして、非公然軍事に公然を従属させることなどできないのは、この間の実践で明確になったのではないか」「我々の蓄積した経験、能力を正しくふまえて路線を提起せねばならないことを再び反省し、公然・非公然の重層的展開に示された路線の变革を実現せねばならない」(才二論文)

城山は自分が軍事闘争に反対し、武闘路線を本質的にキラウことにもとづき、下部を武闘反対でオルグリ、動揺を与え、ために中堅カードル部分に中央への不信が形成され、又イヤけをさして任務放棄する部分が生みだされたこと、つまり軍事闘争の中核を政治組織的に形成してはるはずの中央のブレが、上から下へと衝撃をあたえていることには全く目をつぶり、何かしら路線がそうだからそうなのだと前提的なすり換えをおこなうことで、まずもって問題を他人のせいにする、ないしは「同盟の誤り」のせいにして、結果を原因に言い換えることで、ともかく武闘路線への敵対を露骨にします。そうしておいて次に、ホンネをかく提起するのです。

②『左翼小児病』中の有名な箇所、「プロレタリアートの革命党の規律はなにによってたもたれるのか」から、「才二にきわめて広範な労働者の大衆、まず才一にプロレタリアの労働大衆と、だがまた非プロレタリア的(原文では傍点の箇所はゴチックになってることに注意)労働大衆ともむすびつき、彼らに接近し、必要とあればある程度まで、彼らとけあう能力によってである」をわざわざ引用しながら、「『なによりもまずプロレタリア的労働大衆』とのつながりが、我々においては非常に無自覚であった事が問題とされねばならない。従来ややもすると現実の労働者階級の非戦闘性から目先の政治に対する有効性が存在しない事をもって、労働運動に対する関りの弱さ、軽視が存在したことは、我々の労働者階級と、『とけあう』能力が一向に身につかないこと、労働者階級の自然発生性、気分を十分理解できないこととなり、観念的な発想を生み出す組織的根拠を有することとなった」

「地区党の下における細胞が工場細胞を基軸に建設されてゆくことは、労働者出身の職種の獲得と同様に党のプロレタリア体質を決定する。ややもすれば小ブル諸階級の運動的結果をもって工場細胞建設が従属させられるわけであるが、問題は逆にたてられなければならない。工場細胞を基礎にした組織労働者の闘いのヘゲモニーで諸階層を統合しなければならぬのであって、かかる実体を抜きにしたプロレタリアヘゲモニーの確立など、何ら人民にとって問題ともならないのである。そのためにはなによりもまず、プロレタリア的労働大衆との結合の關係性が、党の非プロレタリア的労働大衆との結合を規定しなければならぬということである」(才一論文) やや長い引用ですが、ここにわれわれの対立の環がひそんでいて、単にレーニンの文章における「プロレタリア的」なだけでなく非プロレタリア的労働大衆との結びつきを、城山が「プロレタリア的労働大衆との結合が、非プロレタリア的労働大衆との結合を規定する」に言い換えているにとどまらない、政治内容上の対立が孕まれていることが、明らかになると思います。

というのは、先の沖繩闘争論とレーニン民族理論の理論的切開の作業をつうじ、この城山意見書論文(七二年四・五月)が提起される、三ヶ月も前に、われわれは資本主義発展一元史観、すなわち資本主義社会がプロレタリアとブルジョアに両極分解し、中間的階層が解体されていくという理解を、現代帝国主義、特にドイツ型の資本蓄積をなした帝国主義の腐朽性の問題(才一にブルジョアとプロレタリアート以外の中間的階層の構造的派生と滞留、才二にプロレタリア階級内部での階層分化の進行をその内容とする)として払拭しはじめていたからなのであり、そこからこれまでの純プロ主義的傾向を自己批判し、部落民、在日アジア人、沖繩人、アイヌな

どの問題を、戦略的な課題としてとりあげ闘っていく必要を、組織的に対象化していったからなのです。

ところが城山の提起は、軍事闘争に反対するという右旋回を右翼バネとしつつ、純プロ主義をむしろ擁護するものとしてたちあらわれたのであり、「カクマルには動労が、解放派には都水労がある、ぼくらは何か欲しいのです」などという、単純素朴で低劣な西田・大下などを尻にくっつけた、この右派ブロックを、内容的に批判克服することが急務の課題となったのは必然でした。

城山はそういった基調のもとで、③「KIMII階級というのは誤り(?!)」で「階級は統一戦線組織になる必要」があり、そのためにはレーニンの言う「労働者の組織」にあたるものとして、「職場労働・社研をつくり、労働をつうじて組合活動にかかわり、地区共闘に結果して政治闘争を闘う」「労働者政治組織の全国的連合として沖共闘が存在し、沖共闘は実行委を打って労働の組織する大衆を結集させ」「労働者政治組織内の赤ヘルフラクションメンバーの一部は、他方地区反帝戦線メンバーとして全国反帝戦線連合中央書記局の指令する特別行動・任務を実行してゆく」(才一論文)などと、何だかよくわからないパズルめいたことを言っていたのですが問題は具体的な方針をめぐる以前の同盟の基本路線にかかわるものであることは、全く歴然としています。

他方こうして徹底的に純プロ主義的に右に純化し、「カクマルと書くならチュウカクと書け」だとか、「カクマル批判の仕方が至少で、意図的だ、カクマルの真意をくみとってない」などと、全くうんざりするようなことを幾日もわめき続ける城山に対し、ムツリ押し黙ったまま、基本的には城山の提起を自分と同じような見解として支持しつつ、しかしもっと個人的に、「七一年秋期の敗北は反帝戦線の質と訓練の問題で、自分のせいではない」とか、「恒武闘争論の論理主義は日向の理戦九号と十号に原因がある。その根っこはヘーゲル主義を批判するために、まずヘーゲル『大論理学』のレジメをつくらう」などと、どうもならないような超時空的な下向を深めていたのが、問題意識だけの男ともいえる大下でした。

彼の基本的な考えは、結局丸一年後の七三年六月に、九州意見書としてやっぱり城山と同じような、ただ武装闘争を宣伝だけにするというちがいをもったものとして、十二中委に提出され(既にこれへの批判は『戦旗』三四〇号「純プロ主義の病いと訣別せよ」論文でなされている)ましたが、結局この十一中委まえの論争では、彼は次のような提起のみをなしたのです。つまり一つには「四人委員会の総括」と称しつつ、その内実はヘーゲル『大論理学』のレジメになっているという、全く現実ばなれした駄文。

二つには「青年同盟の活動の総括的視点」と題し、「B・Kに加入する場合、担当責任者の個人的判断に大きなウェイトをおきながら加入させてきた。これはきわめて自然成長的なやり方ではなかったのか」「今までの同盟加盟に際する決意書という形式は、新加盟員の水準が加盟を指導した各級諸機関の同盟員諸個人の内的なものとしてしか対象化されないという限界を不断にはらむ構造にあるが故に、早急に改善していくことが問われている」

「昨秋十・二一、十一・一九闘争の戦闘指導上の問題点を深めていくなかから、武装峰起を直接的に組織する革命情勢の段階において、正規軍へと改組される党の戦闘組織II AIFの現在の要求される戦闘指導部(戦闘員としての軍事的能力の問題を分析していく必要がある)」「このような戦闘指導部としての、更にはAIFの戦闘組織としての計画的な準備行動の未確立は、秋期闘争での戦闘の不充分性、失敗に直接的にあらわれたことはいうまでもない」という、要するに七一年秋期闘争の技術上の失敗を、何ら実際的指導者として具体的・現実的に分析せず、結局AIFの質の問題に横スベリさせていくという、個人的問題にこだわりすぎた個人的提起。

三つめに、「III、恒武闘争論」と書かれ、「KBを構成する四つの契機の構造と問題点。①世界革命からの歴史的規定と峰起に到る

性格(『理戦』九号)、②三つの内表と呼ばれていた内容、③公然非公然の重層的展開、④蜂起・プロ独派、統一戦線の創出」などに見出しだけがつけられた。箇条書きのレポート用紙三枚のレジメ。結局この三つとも脈絡のない、自分だけにしかわからないような大下の提起は、基本的に城山に包摂されるものとしてあったのですが、城山の純プロ主義が内容的に批判されるにおよんで、城山とのちがいが、「城山はカクマルだが自分ばかりが」を強調するに及び、現象的には十一中委路線として定式化されたHやN同志の提起に、この時は集約されることになったのです。しかしそれは一年後に九州意見書の解放派尻押し路線、組合運動と青婦協路線となって、その正体を暴露するのです。

しかし、こういった問題の所在を正確に把握しているとはいえず、むしろ個人的な観点に拘泥しているだけともいえる大下はさておいて、先の城山提起などが、以下のようなものとして否定的に措定されることを、ここでわれわれは確認する必要があります。

オ一には九中委から「民族主義的歪曲を打ち砕け」などに至るまでの、同盟の古い体質と路線を、この城山見解は至少に純化しつつうけついでいるということです。

それは内容的には本工プロレタリア主義、純プロ主義として対象化されるわけですが、『戦旗』二八九号や二九三号の命題を少しもうけとめず、むしろ旧来のものを右翼的に純化することによって引きのばそうとしています。

オ二にはそれは武装闘争に真向から敵対し、実践的な右翼日和見主義の合理化をなし、組合運動の左翼的のりこえを結果として構造化させようとしている点において、まさにカクマル主義への屈服であり、プロト主義の改ざんしかありません。

オ三にここでは十分に引用していませんが、民主主義を語ることにより中央集権制を実践的に否定し、党の団結をサークルの団結におきかえ、自由主義を吹きまくるというメンシエヴィズムに汚染されています。

そういったものとして、城山の真面目な意図にもかかわらず、これらは総体的にみた場合、最も悪ラツな反スタ・トロツキズムの見本、トロツキー的理論主義の右翼的あだ花といえます。

ともあれこうして、七二年沖繩返還粉砕をかかげつつ、一二八名の大量逮捕、現住建造物放火などの重罪適用をもって弾圧された五・一三戦闘前の中央指導部内論争は、同盟内に内容的な二つの分岐をつくりだしていったのであり、大下・城山などが自分の純プロ主義をタナにあげて、排除された不信があるのと、九州や北海道の向も知らされていない活動家にタレ込んだ芝居じみた策謀が、如何にベテンので誹謗と中傷だけの、全く卑劣な行為であるかが、うかがわれるのです。

つまり彼らは路線や政策をめぐる本質的な対立を隠蔽し、彼らの右翼的な内容のタレ流しを組織的に禁じた結果としての、「同盟運営の官僚主義」なるものを、誇大に宣伝し、自分達を被害者にしたあげ、城山などはプリンキポからアルタマタに流された一九二八年頃のトロツキーに自分をみたてあげ、「左翼反対派運動の存亡をかけ、反帝・反スタの立脚点を守り抜くために闘う」(オ二論文)などと、どこの党派かわからないようなことを言って空気を入れたのであり、彼らに利用され、うまくのせられた九州や北海道の下部の活動家諸君こそ、全く被害者なのです。

だがしかしながら、かかる論争過程をへて、基本的に四人委員会プロックを喝破し、同盟の基本路線として採用された十一中委路線、「恒常的武装闘争(論)路線の総括と新しい方向」であっても、もちろん現在の時点からとらえかえすならば、いくつかの不充足性と限界が対象化されないわけではありません。

それで次に、この七二年六月の十一中委路線そのものの限界を、明らかにしていきたいと思えます。

(c) 十一中委路線の限界

これまでの経過からもわかるように、十一中委は七〇年春「党の

革命」をかかげて、オ二次プロト末期の分派闘争に突入して以来のわれわれの偏向を正すものとして、五・一三戦闘遂行後の七二年六月、開催されたものでした。その組織化の過程における中央指導部内論争では、のりこえられ否定されようとしている旧態依然たる見解にしがみつき、しかもそれを悪しき方向に純化して引きつごうとする城山、そしてその回りどろろしていた大下・西田などとの対立が形成され、これを表面的には否定、克服したものの、問題の根本的な止揚、内容的一致はいまだかちとれないものとして、隠然たる対立がつづいていました。

例えば城山などは、そのカクマル的組織戦術主義とでもいえる観点から、五・一三戦闘の意義を組織の拡大と直接結びつけ、むしろ大量逮捕・重罪適用されたことをもって、「あの闘いは政治宣伝戦以外の、何の意義もない」などと言ってまわり、闘いの政治的意義、日帝の侵略反革命に抗すべく、自衛隊の海外派兵策動との根本的な対決として沖繩返還粉砕とたたかたことを、意図的に歪める党内世論づくり、精力をつかっていました。

そんななかで、この十一中委は、それまでの問題として、オ一に大衆運動の構築における最大限綱領主義的傾向、個別領域での具体的な政治課題を有した闘いに、帝軍解体、正規軍割出、地区共闘Ⅱソヴェト型組織づくりという恒武闘争の三つの命題をおしつけ、後者で前者をなでることによって、どんな闘いも恒武闘争の三つの命題を実現するための闘いに押し込めてしまおうという点、オ二にそこの正規軍建設を、反帝戦線を正規軍と位置づけることにより、反帝戦線づくりとして意味付与し、ために組織建設の拡大は正規軍としての反帝戦線づくりであり、しかもこの反帝戦線は実体的には正規軍でも何でもない、ただの階級的大衆闘争機関という、矛盾の構造と空語的な建軍活動、オ三に非公然軍事を語りつつ、それを党一階級組織一合法的大衆機関のすべての位相に、ズンドウ的に押しつけていったための、実際上の非公然の水まじ化と空語化現象、しかもその中で同盟細胞、階級組織中の青年同盟、反帝戦線、その下の叛軍行動委が、すべてダンゴ化し、下級が上級のアンになる関係しかつくりだされていないという問題、の三点を実践的切開の課題としてかかげ、内容的な改編を提起していったのでした。

そしてそれは具体的には、①それまでの叛軍闘争と自衛隊解体闘争一本やりという政治的方向を枠づけてきた、帝国主義の共同反革命との対決を軍事外交路線との闘いとして限定していくという傾向に、新たにそのような共同反革命体制を内的に支えるものとしての国内人民抑圧、腐朽性の問題を加味し、それとの対決をも加えていく、②恒武闘争論の三つの命題により大衆運動に取組んだ場合、その実現が党的な政治組織路線そのものになってしまおうという限界を脱却するために、その内容を運動・組織路線上の課題として整理する、③諸個別戦線への取組みと、そこでの全人民的政治闘争と結合した武装闘争の遂行を確認し、軍隊行進・軍事機能の拡充、叛軍闘争・帝軍解体戦一本やりという闘い方の枠をとり払う、④反帝戦線の正規軍規定をおろし、それを全人民的政治闘争機関として位置づけなおす、⑤武装闘争遂行の基準を明確化し、党の非公然化と公然領域の拡大・大衆化を実現する、⑥共産主義青年同盟の独自の活動、同盟のアンにならない確立を追求し、青年同盟としての強化を実現する、といった極めて広範で抜本的な改編として方向づけられることになりました。

つまりこの十一中委は、現実の同盟活動の形態や方向において、七〇年春以来二年間の実践の枠を、まるきしとり払い、現象的にはそれまでとは全く別個のものへと、戦旗派をつくりかえるものとして機能することになったのです。

そのための総点検として、この十一中委を前後して同盟合宿を開催し、又七月九州博多九大教養部において、日本反帝戦線三回大会を開催し、上級から下級、党組織から青年同盟までの一大転換が遂行されようとしたのでした。

そういった巨大なものとしてわれわれにとりあった十一中委で、われわれが止揚克服しようとしたものは、思想的、主体的には以下

の点です。

才一には恒武闘争論の三つの命題にしろ、沖繩闘争論における一鳥解放批判での本土沖繩を貫ぬくプロ独政府樹立論にせよ、確かに純理論問題として「そうあらねばならない」という目的意識性から語るならば正しいことも、それが現実の大衆運動における歴史の経緯や自然発生性との関連抜きに提起されるならばむしろ理論主義の誤りに転化していくということを大衆運動構築における最大限綱領主義のあやまりとして対象化しようとしたこと。

これは叛旗・情況などとの内ゲバ的状况のなかで、世界共産主義がどうだの世界プロ独がこうだのと、いわば歴史的未来の必要性を現在に投影することによって、様々な行動を理論的に意味付与しつづけたこと以来の、われわれの頭で逆立ちした不充分性として、実践的に指摘され(例えば沖青同からの批判として)、又克服がめざされていきました。

才二にはそういった理論主義、最大限綱領主義の誤りは、現実の闘いの過程では、理論的認識が不充分なものや、経験主義的で没理論的なものを、例えば様々な自然発生的な闘いや諸NRの自立的運動を、頭から否定し、内容を汲みとろうとせず逆に批判していくという傾向として、より実践的には党派闘争主義やイデオロギー滅却運動的傾向となってあらわれ、まさにわれわれの組織体質を規定してしまいました。

このような小ブルジョアの自己純化の結果としての、作風としての前衛シヨウビニズムの問題。

才三にはこれはまさに理論的にそうしようとしたということなのですが、腐朽性理論をくり入れることにより、部落・入管・沖繩などの闘争論的根拠を、政治主張的にせよつくりだすことと、純プロ主義の批判。

だがこういってものとして意図したとしても、必ずしも実際上の十一中委路線が、これらの内容を体現し、物質化しえるものとして路線をつくりだしていたかどうかは疑問です。むしろ現実になされたことは、才三の問題にとどまり、才一、才二の問題についての切開と物質化は不充分なものとしておわったように思われます。ためにいわゆる十一中委路線のガイストを抽出しようとするならば、それは次のようなものになりません。

①「①帝国主義の共同の反革命体制の暴露とこれとの対決の宣伝、②日帝の軍事外交路線に対する闘いの組織化、③その実体的支柱たる自衛隊に対する闘いを内と外からの帝軍解体闘争(＝基地撤去、反軍産闘争をも含む叛軍闘争)として組織する、④そのような闘いの中でソビエト(型組織)建設と正規軍建設を宣伝し、又組織戦術的に具体化してゆくというのが、これまでのわれわれの政治・組織路線だった」「このような政治的枠のもとに一切の闘いの組織化をなしていくかぎり、例えば①直接性においては軍事外交路線云々とは関連を持たない部落民に対する帝国主義の差別・分断支配に対する闘い、②在日外国人なかんずく朝・中人民に対する帝国主義の抑圧政策、あるいは反共＝反革命排外主義策動としてある入管法、入管体制粉砕の闘い、そして③反革命突撃体制構築にむけた国内全社会的再編、その具体的表現としての例えば国鉄マル生運動の如き合理的化、首切り、実質賃金の切り下げに対する闘い等は、結局われわれの政治の枠の中に取り入れていくことができず、実質上切り捨ててゆくことに、この間一貫してなっていた」

④「レーニン『帝国主義論』においてプロレタリアートの上層部の買収をその対内・対外交貫徹のために、その腐朽性として物質化せざるをえない帝国主義の基本的傾向を明らかにしたわけだが、現代帝国主義はこのプロの上層部(＝帝国主義的社民とよばれる部分)に相当するものを、民族的、人種の規模において拡大・固定化することはあっても、決して解消しないこと、むしろ腐朽性は一層深まり、対内・対外交の貫徹を、プロの上層部の買収から、民族的・人種の差別、抑圧、分断において置換し、固定化し、より拡大してゆく」

「このことを明らかにすることにより、帝国主義の共同の反革命

遂行の内的条件とでもいへば国内人民支配体制、つまり④在日外国人への抑圧、⑤部落民、アイヌ等への差別・分断、⑥反革命統治のための全社会的再編とそれにもとづく首切り、合理化などを、政治暴露し、路線的に取り入れる、その一つの体系的根拠を得ることになった」というようなものです。

ここから十一中委路線は、具体的な方向の問題として、①「現代帝国主義論理解の内容の差異はさておき、ほぼ以下のような三つの闘い方がある」として、「才一には帝国主義の民族的・人種の差別と抑圧政策に対し、被差別人民の立場にたち、そこから差別糾弾、告発運動として自らの運動を構築」する立場、これに対しては「結果的には党が階級に対しザンゲする、党が消え階級のみ残ることに「なりがち」で「一面における革命性を評価しつつも慎重に訣別しなければならぬ」と規定し、「才二には現代帝国主義の反革命突撃体制にむけた全社会再編を、各生産点内部における合理化・首切り等に対する闘いとしてとらえ、経済闘争か、その発展としての組合主義的政治闘争を闘おうという」「カクマル、社青同的傾向」、これは「民同介入路線で組合内反対派運動の自己目的化」だから、経済主義で純プロ主義そのもので全くダメだと規定しています。

「才三には、官公労一基幹産業内に組織建設は実現しつつも、全面的政治暴露の組織化により、組合・自治会の内外で反戦・守る会・支える会・学研・社研として、様々な政治闘争に取組んでいく闘い方」、これが「何をなすべきか」的闘い方であり「われわれの守るべき方向である」と結論づけたのです。

以上のようなものとして構築され、方向づけられ、地区党構造下での武闘路線を主軸にしつつ、全人民的政治闘争を闘いの主眼にしようとして提起されたものが、九中委以来の闘いを反省し、抜本からの転換を意図したものである十一中委路線とその内容です。

大きな左翼の前進の糸口をつくりだそうとしたという意義を認めつつも、それでは一体現時点から反省した場合、どんな不充分性や限界が、この十一中委路線には孕まれていたのでしょうか。それを次に明らかにしなければなりません。

つまりそれは歴史的には、この方向を確認し、物質化しようと苦闘しつつ、一年後の七三年六月に足立分派を中間主義と右派の純プロ派として生み出したこと、又その過程で前衛シヨウビニズムの克服をかかげつつ、MUP問題をくりだし、HBFの分断や、諸NR部分との対立を形成してしまったことへの、反省として抽出されるところの問題です。

それは次のようなものとして考えられます。

才一には九中委以来の総括を、現実的で具体的な歴史的材料のなかからなしていこうとしつつも、実際上は革命論プロバートとして体系化しようとしたもの、すなわちそれまでの戦旗派理論の抽象的枠のようなものにそくし、いわば主観的な理論領域のなかで、戦略的内容を運動・組織論レベルの問題に対象化するという形で、コネくり回し的になしているにすぎないという要素を持っていること。これは内容を批判しつつ形式をつくりかえるものとしてしか、九中委を克服しきれないという限界を十一中委に与えています。

才二にはそのために結局は、最もガイスト的な部分において、主張としての軍事外交路線との対決に、新しい主張としての腐朽性との対決を加味し、くりつづけたものに終っていること。

前衛シヨウビニズムや純プロ主義の、党風・作風としての止揚をめざしつつも、そこでは未だ政治主張的に被抑圧人民・民族の問題をとりあげ、語ったという段階にとどまっているのです。ために闘争主体の内的な切開や反省として、問題を主体的に対象化しきれない限界、口先だけでオルグ内容として語るのみで、アジア被抑圧民族・人民に対する、ないしは部落大衆や在日中朝人民に対する、われわれ自身の主体的な位置を、全くすえきっていません。

こういった限界は、結局腐朽性をお題目化し、観念化するのみで、闘争主体一人一人の塊にふれる反省をつくりだすことにはならなかったのです。だからこれを語りつつ、諸NR諸君を愚弄し、敵対関係に入るといった転倒が止揚されずに残ったのです。

才三にこのことは実践的方向としてかかっている三つのもの、才一、才二、才三と提起している闘い方の把握に関する観念性をも生み出しています。

つまり才一の方角として語っているものは闘いの内容であり、才二のものは形態と内容、そして才三のものは形態です。才三の地区党構造下での反戦Ⅱ労共闘を主軸に、生産点の内外で闘うと言っていることは、例えば才一の被抑圧人民へのザンゲ、告発運動として語られるものと、別に抵触するわけでは実はないのです。

血債の思想を打ち固め、社外工・臨時工・部落大衆・在日アジア人・沖繩人の立場にたち、又抑圧の歴史に対する切開をつうじつつ、生産点の内外で労共闘への結集をかちとり、部落、沖繩、入管といった全人民的政治課題への組織化をなすといったことは、一つの過程として、つまり闘いの政治内容と形態として主体的に把握されるべきことであり、切り離される必要はないし、又切り離したまま例えば才三の闘い方に拘泥しても、それは闘いの形態のみにこだわるものにしかりえませんが。

しかし十一中委路線では、これを切り離して論じたために、カクマルや解放派の産別運動と、組合主義的な総評への左からの介入路線に対する批判、これは実は城山・大下路線でもあるわけですが、にはなりえても、むしろ「仏つくって魂入れず」式に、革命的労働運動の形態のみにこだわる、運動と組織の形態主義におち込んでしまったのです。

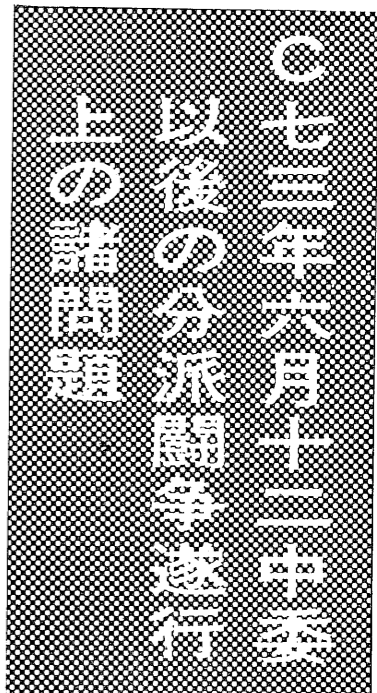
別の言い方をすれば、主張としての腐朽性を語りつつ、それとは切り離されたところで労共闘運動、革命的労働運動の方向を語り、闘いの形態へのオルグとして、腐朽性問題を対象化したことの意味を抹殺してしまふ、そんな理論主義の残骸ともいえる誤りに、われわれはおち込んだのです。

ここから地区労共闘運動に対し、形態としての青婦協運動を対置するという、足立分派右派集団的偏向をも生みださしめたのではないのでしょうか。

まさに才一の闘い方と呼ばれている被抑圧人民・民族に対し血債の思想を打ち固めていくという内容が、才三の闘い方として問題にされている地区労共闘運動の中に貫徹されていくのでなければなりません。

そういったものとして十一中委は路線的な限界を残しており、それは又以後のわれわれの闘いのブレや誤りをも、生みださしめることになったのです。

それで次に、十一中委以後、十二中委を経て現在に至るまでのわれわれの闘いを、反省していくのでなければなりません。



足立分派問題を生み出す前景として、基本的にその争点が、同盟の基本路線をめぐる純プロ主義対血債の思想の対決にあったことは、以上みてきたとおりです。

しかし、問題の止揚が、本質的な革命観や共産主義の内容にねざすものであるが故に、結局はたされず、同盟の分裂という痛苦な事態に至ってしまったことは、とりかえしのつかないわれわれの誤りとして、今後より下向的に、内的に、反省されていかねばならない事柄です。

分裂以後も、われわれは基本的な視点として十一中委路線の豊富化をめざし、又われわれの主体を問うことによって、自己の不充分性の切開につとめてきました。そのなかでの幾多の誤りをつきだすことは、今後のわれわれの発展にとり、大きな糧になるものと考えます。

特にここでは十二中委以後の、七三年後半過程での、足立分派の天下や西田による余りにも非ロゴスのな、理不尽な主観的分派強行に対する、われわれの対処の不充分性や、問題切開のレベルそのものの限界といったことをつきだし、不死鳥の如き戦旗派の再生の道を明確にする必要があると考えます。

(a)『ポリシエヴィキの要塞』Vol 1 の地平

六月の十二中委での、まるで晴天のへきれきのような城山―大下・西田連合による分派劇は、仕組まれた背景にしろ意図にしろ、余りに主観的なものであり、自己満足的なものであったが故に、そもそも組織的解決や問題の止揚の方向を、はじめから閉ざすものとして存在していました。

党内闘争の正規のルールを一切ふまず、又組織闘争も一切なされず、ある日突然に、「不信がある」「自分は排除されよう」としている。「右派狩りが計画されている」などという、有りもしない妄想を根拠につくりだされた「分派の自由」なる主張は、彼らにとり存在証明と巻き返しの意味はあっても、同盟にとっては何ら得るもののない私怨と仇討ちでしかなかったのです。

しかも彼等の積極的主張たるや、十二中委の過程にあっては全くどこかへ押しやられ、西田・大下などが厚顔にも「自分は左派で、軍事派である」などと、爆弾のほうで驚いて破裂してしまうような演技をするに及んでは、四人委員会問題以来の継続的論争としてこれを考えていたわれわれは、ヤル気そのものをなくし、あんまりふざけるなど感情的になる以外なかったのだとも言えます。

われわれとしては、党を割るとか、分派闘争をおこなうということも余りにも軽々しく考え、せいぜい下級に対する人気投票の順位を決めることぐらいにしかとらえない彼らを、極めて原則的に、レーニン主義の規律と組織原則から批判することしか、当時ではできませんでした。

そういつた過程にあるものとして、いわばわれわれの内向のキリクチにのみ値するものとして、七三年九月同盟パンフとして発行された、『ポリシエヴィキの要塞』No.1の位置はあります。

そこでは①十二中委の経過、②城山・大下などの基本的見解の批判、③非公然軍事の党づくりに対する総括、④分派問題の反省と方

向、⑤地区労共闘と革命的労働運動の現在に対する反省、⑥部落解放闘争へのかかわりと、われわれの部落戦線の闘いの総括、⑦規約草案、⑧十一中委前の組織闘争に関する資料、⑨七二年同盟活動の政治組織総括など、極めて広範で多岐にわたる内容が提出されているわけですが、その視点そのものには、全体を貫いて以下のような過渡性というか、不充分性が潜んでいるように思えます。

例えばこの『ポリシエヴィキの要塞』中のメイン論文ともいえる足立分派問題の総括を内容とした第二章「中央指導部建設の失敗と四人委↓足立グループ問題」では、基本的な総括点と方向として、

①「第一には何よりもまず依拠すべき階級的基礎との関連での、組織づくりの具体化がなしえなかった」「労働者階級を主体とした組織づくりをめざしつつ、従来のAIF運動以上のものをつくりだせよ」「又創り出せと要求しているものを具体化しえる方策を提起できなかった」とか、②「第二には単に労働者階級を基礎とせよというにとどまらず、それをどのような政治路線、運動組織路線の下でつくり出していくのかを、明確化できなかった」「革命的労働運動の内容を、単なる組織の形態や運動の形としてではなく、政治主張的にも鮮明化しえる政治組織路線の内容として明確化し、提起することができなかった」として、③「具体的な組織指導を通じ、組織生活、組織形態、活動パターンに同質性を有した、同じ党派性を

刻印された細胞↓地区党をつくり出すことであり、それに規定された検証されることによって同質性ある中央指導部を生み出す」「革命的労働運動の現状の分析、地区党構造の実体分析とすすめられ、同質性を有した運動構造を単一の党派性として表出するための闘いとして、つまり革命的労働運動の豊富化として克ちとられていく以外ない」といったことを提出しています。が、ここでは視点としての正しさは有しつつも、その前提というか、分派問題そのものの位置が、④「現在われわれが闘っている分派闘争は、第三次ブントが真のプロレタリア党として確立するための試練であり、われわれが克服すべき対象は様々な理論主義的な小ブル共産主義者達、実践的には中間主義として発現する部分、メンシエヴィキと同じことを言

いながらポリシエヴィキに憧れるサルクル主義者達である」とか、「実は第三次ブントのプロレタリア党への発展過程における、基盤を喪失しつつあった小ブル共産主義者の絶望的反乱、すなわち第三の試練における実践的検証によって馬脚をあらわした中間主義者のプロレタリア的部分に対する巻き返し策動としての分派である」と、

いわば一方的に与えられ、⑤「われわれが規律に支えられた組織性あるプロレタリア的部分であり、それに対し彼等がそのようなプロレタリア的組織と規律に恐怖する全くの小ブル的部分ではない」との例証は、彼等が政治組織の実践における自からのサルクル主義的体質とメンシエヴィズムを合理化し、それで全同盟を彩るために、こぞって十二CCCにおいて第一インターナショナルの一般規約

以来の原則である筈の、⑥党内交通の禁止の解除を主張し、又⑦地方分権主義やサルクル主義を丸出しにした、意見書の無条件党内配布の自由といったことを主張したことをみればそれだけでも歴然なのである」「結局それらは観念的ではなく現実的に進行する同盟のプロレタリア的体質での確立に対し、彼等が自己の個性を発揮する場を失いはじめ、それに対して自己の人格や個性の自由を保障してくれる場を獲得しようとする分派をつくりだしたこと以外の、如何なる内容をもわれわれに与えてくれない」といった具合に、善としてのわれわれに対し、悪としての彼等が対置される内容しか与えられていません。

だがこういつた総括内容においては、第一にそもそも反省をなし

ていくという契機そのものが、自分達の正しさを確認し、根拠づけ

又立証するためとしてしか与えられておらず、ために正しい方向や

視点を出しえないという誤りを内包しており、第二にそこから解釈

的なものとしてはあっても、本常に主体を対象化しきつた内的反省

や、自己批判作業を物質化していくことができずに、いわばただの

「指摘」といったものに総括がとどまっていることを見るのでなけ

ればなりません。

足立分派を悪いということにより、戦旗派そのものが構造化し、孕んだ誤りを、彼らに押しつけ、内的反省をなそうとしつつも、結局は自分達の正しさを立証するためにしかそれをなさない——そういう位置にあるものとして、この『ポリシェヴィキの要塞』の諸内容はとらえられるということです。

ためにここでは①十一中委の継承と豊富化をいいつつも、十一中委路線そのものが内包している誤りをつきださずおらず、②特にそれが同盟の実践、階級関係の中での闘争主体そのものの位置の鮮明化として、つかみとられていない(腐朽性をいいつつも、依然としてアジア被抑圧人民への自己批判の思想をつかみとっていない)のであり、そういった限界ゆえに足立分派に対する正当な批判も、結局自己確認的なものとどまっています。

又そこから個別闘争論的領域の総括と内容的豊富化をめざした、部落解放闘争—部落戦線の切開なども、何ら主体に還ってくるものとならずに、ただの歴史的事実の羅列と説明にとどまっているのです。

もっともこの『要塞』を発行した時期、七三年九月頃は、基本的には戦旗派分裂の総括作業への突入期にあたるのであり、ほぼ十二月の共青同全国合宿までの、六月から数えて半年間のあいだは、われわれにとり内省と反省の時期であるので、『要塞』は下向の出発点、総括の入り口としての位置さえ与えられるならば、不充足性はそれとして対象化されます。

そして、より深化した切開と、われわれ自身の方向を再度確認したものであるの、のちの『戦旗』三四〇号「純プロ主義の病いと訣別せよ」論文うけとめ上の諸問題、それが次にふまえられておかねばなりません。

(b)『戦旗』三四〇号「純プロ批判」論文のうけとめ上の問題

『戦旗』三四〇号「革命的左翼の戦闘的大道を歩み純プロ主義の病いと訣別せよ」論文が、同盟内的にパンフとして提起されたのは七三年十一月中旬のことでした。

そこではIとして現代帝国主義と腐朽性の問題がのべられ、被抑圧民族・人民の闘いが現代帝国主義の基本動向との関連で、いかなる必然性を持つかが明らかにされ、IIとして足立分派の天下の執筆になる、六月十二中委で提出された「九州意見書」の、十一中委路線批判、解放派と同じような本工プロレタリアの青鳩協をつうじた組織化を提唱することによる、十一中委の「ルンプロ革命論」批判に対する反批判が、腐朽性と帝国主義の共同反革命の関連を明らかにすることによるなされ、IIIでは「九州意見書」中のカクマル主義的な革命勢力構築論なるものに対する批判が、われわれのこれまでの共闘関係や統一戦線に対するかかわりの切開をつうじてなされ、又それをつうじ彼等が共闘問題一般と、統一戦線問題を全く二重写ししてとらえていることの誤りが、つきだされていったのでした。

この論文は、われわれの現在の方向を基礎づける一つの軸となり、又足立分派問題の階級的性格を、はじめて大衆的に明らかにしたものととして、多大な意義を現在もなお有しています。

しかしこれを把握していく過程にあつては、例えば今春期四・一九「韓」国学生革命連帯、日「韓」反革命体制粉砕集会や、五・一五侵略反革命体制粉砕、沖繩返還粉砕二周年集会などの過程にあつてさえも、様々な混乱や主体化上の誤りが、つきまといいたと言わなければなりません。

そして、それは特に、この論文中の、「被抑圧人民、民族の利害を守る」なる形容の理解に関し、生み出されていったものでした。

つまり、「被抑圧民族・人民の利害を守る」と提起されていることの意味を正しく把握できず、それをお題目化したり、又闘争主体の切開に至らぬまま、それを政治主張的に乱発していく、そういう誤りとして、当初の混乱は生み出されました。

ために「利害を守る」ことの革命的意義は水でうすめられ、具体的にはどういふことをさすのかわからないというようなこととして内的な討論が開始されることになったのです。

それと同時に「利害」として、いいことも悪いことも守っていくというのはおかしい、むしろ「利益」を守るべきなのではないか等という具合に、「利害」が社会的関係のなかでの政治的不利と有利に対する言葉としてひとえに社会生活の事象に対し使われていることを無視した、直接的な経済的な損益、損得への介入のようなブルジョア的解釈もそこでは生み出されたりしました。

そういつた混乱はさておいて、もともと提起されたのは、①「現代帝国主義の侵略反革命政策との対決は、当然にもそれにとどまる軍事外交路線との対決一般ではあり得ません。それはまさに侵略反革命と腐朽性の両者に対し、それらの様々な帝国主義的発現や政策に対し真向から対決するものでなければならず、具体的には、一方における帝国主義の侵略反革命策動(自衛隊の海外派兵や沖繩の反革命的統合、米帝との共同軍事行動や、日「韓」共同軍事演習)に対決する闘いと同時に、他方における部落民、在日外国人、社外工などの階層的利害を徹底して守り抜く闘いとしても組織されねばなりません」

②「特に後者の問題に言うならば、それは単にそれらの部分と連帯するとか、闘いを支持するという次元で語られてはならず、まさにそれらの中間的階層的利害そのものを守り抜き、これに対する帝国主義の侵害と対決し、肉弾をもってこれを粉砕していくという闘いとして対象化されなければなりません。そうすることがまさに帝国主義の延命のための基本線と対決することになり、それらの人民の利害を守り抜くことが、帝国主義と闘うことに他ならない」というようなものとしてあつたわけでした。

「これらの部分にプロレタリア本隊の利害を持ち込んだり、又これらの部分をプロレタリア本隊の尻押しのために利用する」ことに對する批判、純プロ主義者による被抑圧人民の闘いの政治的利用をいまいじめたものとして、これが提起されていることは、従って自明のことです。

これは例えば動労のカクマルが、課題として狭山差別裁判に取組み、一定動労の戦闘的労働者の革命的要求を充たすものとして部落解放闘争にかかわったとしても、実際はそれは差別者としての自己、歴史のなかでの部落差別の加担者としての一般民たる自分自身を反省し、切開していくという契機を持たず、ただ部落問題の認識を深め、日帝の差別行政を批判し、組織戦術的に(中核派を追いつめるために)取組むだけのものではない、ために「未解放部落」だとか「部落人民」だとか、限らない差別用語を何の反省もなしに連発する(五・二三闘争での彼等の撤いた「未解放部落の労働者・人民に訴える」なる「見解」を見よ)ことも何とも思わない、そういう純プロ主義者の組織拡大に、部落大衆や在日外国人の戦闘的自発発生性がむしばまれていくことに対する批判として、打ち出されたものでした。

しかしながら、そういう正しい意図にもかかわらず、この『戦旗』三四〇号論文それ自体が、未だ闘争主体の内的な反省を、真に主体化しきる形で提起しきっていないために、「利害を守る」が政治主張化され、言葉としてのみ語られていくような傾向が、一定つづいたのです。

主体的な切開や反省にならず、逆に純プロ主義的に、丁度動労のカクマルが狭山闘争にかかわるようになり、被抑圧民族・人民の利害を上からわれわれが守ってやるような理解が生み出された、ないしは結果としてそうなつていったのです。これは今春期五・一五闘争の総括を通じて、はじめて正しく内容的に確認されるに至ったのです。つまり被抑圧人民の利害を守ると提起していることの意味は、第一にわれわれが被抑圧人民・民族に対し血の負債をおっているということ、そのことの自己批判的反省ととらえかえしが絶対に必要であることとしてふまえられねばならず、われわれの帝国主義的実存に対する否定を自己切開していくこととして出発するのです。

そこから第二に被抑圧民族・人民の闘いの利害を守ることが、帝国主義の腐朽性との対決として、現代革命の核心的命題をなしており、それが帝国主義打倒の闘いに連なる、そこにおいては被抑圧民族・人民の闘いの利害が、根底からの自己切開の闘いとしてある、われわれの帝国主義との闘いの内容と一致しており、共通の闘いとしてあるということとして理解されねばなりません。

言いかえればそれは、帝国主義的抑圧者として、全く無自覚に、知らず知らずのうちに自己を形成し、ブルジョア社会の中で、そのような歴史を社会の流れとして歩んできたわれわれの自己切開と、アジア被抑圧人民や部落大衆、在日アジア人、沖縄人への革命的な自己批判を物質化することとしてあるものであり、そこにこそわれわれの闘いの原点があることを言った内容として、理解されねばならないのです。

しかしながら『戦旗』三四〇号「純プロ主義批判」論文は、内容的にはこういったことを提起しようとしていながら、問題設定の端緒において、最も大切な例えは島津による封建的植民地としての領有以来の、四〇〇年にわたる百万沖繩人への暴ぎゃくの歴史に対する自己批判や、明治以来長年にわたる日帝の富国強兵、八紘一宇思想下での十億アジア人民への帝国主義的抑圧に対する自己批判、又かつて低額労働力として軍国主義のしずめ石として使われ、今また同化と追放の攻撃にさらされつつある六十万在日朝鮮人、五万在日中国人への革命的ザングを明らかにせぬまま、むしろ理論としての腐朽性問題の把握から帰結されるものとして、「被抑圧人民の利害を守る」を提起していったために、上からわれわれが、臨時工や社外工のことと一緒に被抑圧人民・民族のことも考えるかのような結果としてそうなるような理解をつくりだしてしまつたのです。

それは実際には認識の問題としてそうなつたということよりも、闘いの構築における原点をつくりだすことにおいて、主体の反省をかんがみないものとしてそうなつたわけですが、これこそを、現代的にわれわれは止揚克服していかなければならないのです。

被抑圧民族・人民の闘いの利害を守ることが、われわれの帝国主義的自己との闘いであり、帝国主義国家権力打倒の闘いの、主要な内実をなすものであることが、われわれの闘いの思想的拠点として深められていかなければなりません。

『戦旗』三四〇号論文と、その理解をめぐる不充分性は、従って、①帝国主義の共同反革命とそれを支える国内人民支配の構造の問題としての腐朽性との対決を、日帝打倒闘争の戦略内容として明確化するをなしつつも、それをいわば戦略問題一般として定式化することによって、②アジア被抑圧人民・民族へのわれわれの主体的反省・自己批判を未だ充分に降り下げてない限界として、ために闘いの方向が押しつけ的であり、小ブルの主観主義を排しきれないでいる矛盾として、現代的に対象化されていく必要があります。

このような切開をなしきることにより、まさにわれわれは、理論主義、純プロ主義、前衛ショウビニズムを、真に内在的な地平から克服し、のりこえていくのでなければならず、またこの闘いは、日常の実践や階級の実存の一切をつうじて、闘う革命主体一人一人の魂の深奥での格闘として深化され、形づくられていくのでなければなりません。

ここでは理論や認識の量よりも、主体の思想性が問題とされなければならず、又それは必ず階級の実存、共産主義的生活のすみずみに対する検証として、つまり日常性そのものの切開として、大きな階級関係のなかでの主体の位置こそが対象化されていかなければならないのです。

その意味ではあの不屈の英雄的なベトナム人民や、人民一人一人の魂をも問題とするまでに革命の深遠をほりつづけた、巨大な中国人民の実存に、われわれは多くを学ばなければならぬし、われわれの汚しい帝国主義的自我や小ブルの尊大さを、徹底して打ち棄てていくのでなければなりません。

われわれは『戦旗』三四三号「共産主義的主体と党風」論文などをもつうじ、また漸くその途についたばかりであり、そのことを良

く自覚し、決してつまらない自己満足におち入ることなく、着実に一步一步、しかも執拗に容赦なく、自己切開と反省の作業を続けていく必要があります。

われわれは闘うアジア人民より、はるかに後方におり、彼等からたくさんのお話を学ばねばならず、又こういった切開を、あの七・七華青闘争の地点で、少くともなそうとした、そんな諸派よりもおかれていること、このことを大胆に認め、徹底して自己批判的に謙虚になりきること、それが最も大切なことであると考えます。

(c)『戦旗』三四四号三面 足立批判の誤謬

さてこれまでわれわれは、七〇年七・七華青闘争以来四年間のわれわれの闘いの軌跡を反省し、その時々々の主要論文や機関紙誌、中央委員会決定などにおいて、イデオロギー的に対象化されたり、理論として体系化されたものの検討をつうじて、主要にはわれわれの政治内容と思想に関する切開を深めてきました。

しかしながら、ここでその時々々の不充分性や陥穽として対象化されてきたことは、時間的経緯の進展においてすべて揚棄されたものであることは決して言えない、むしろ繰返し現われ頭在化し、又形を変えて、われわれの党風や作風を規定してしまふ、一つの否定的なカゲであるということができます。

常にこれらとの闘いに全力を傾注し、正しい作風や党風のために、不断の自己点検を続けなければならないならば、過去において対象化したはずの否定面が、再びたちあらわれ、われわれの誤謬を拡大し、悪い傾向を増長させたりするであろうことは、いわば全く自明のことなのです。

そのためには常に、われわれは問題切開の方向や姿勢を、戦闘的でラジカルで真摯な、マルクス・レーニン主義の原則と照らしあわせていなければならないし、経験主義や教条主義を排し、主観主義の問題設定をいましめつづける、正しい思想性や主体性を獲得していなければならない。

それは基本的には、「人民を大事にし、人民を助け、人民を守る」ことを、一切の基準として規範となしうるか否かに、かかわることなのであり、「人民に奉仕し、人民の利害を守り、人民のためになることのみをおこなう」という、徹底した人民思想で、みずから武装しえるかどうか規定されることなのです。そのためには、小ブルのおごりやごう慢さをなげ捨て、文字や字句や観念や書物の世界にとらわれることなく、現に歴史のなかで血を流し、闘い、解放をめざし苦闘しつづけている、われわれの眼の前に実存している人民の姿に学ぶことが、最も大切なことではないでしょうか。

そういった観点から、例えば『戦旗』三四四号の三面に掲載された、「右翼日和見主義の脱走兵、足立分派の歴史と存在」論文の誤謬などが、明らかにされていかなければなりません。

この三面論文は、十二中委以来彼等足立分派が大衆的にまき散らしたウソとデマゴギー、手前勝手な宣伝に対し、四人委員会問題をはじめとした事実関係を一定明らかにし、その至少なプロパガンダを粉砕していくことを目的とし、又それをつうじ分派問題の本質的性格を明確化するために掲載されたものでした。

従って基本的な性格が政治的な暴露をつうじてのデマゴギーの粉砕にあるが故に、歴史的事実を一定六九年秋期闘争からの大下・西田の逃亡と、反B.L派中央のレジデンス・フラクづくりなどによって明示していることは、それ自体やむをえないことでした。

そこでは第一に足立派、特に大下・西田、城山などの七〇年安保決戦からの逃亡以来の歴史過程が暴露され、第二に足立分派づくりにみられる彼らのデマ宣伝と、又そこで提起された諸内容の主観主義、反レーニン主義的無政府性が指摘され、第三にその路線なるものの右翼日和見主義、カクマル路線としての右翼性が批判されたのでした。

彼等がそのニセ『戦旗』第一号で、自分達は軍事派であるような

事実の捏造をおこない、武装闘争の進行にあわせて総括を物質化しようとしているかのような左翼的ポーズをとったこと、しかしながら事実過程としては彼等西田・大下などは、「カクマルは正しい、あのように関わなければダメだ」等と九中委以来一貫して主張してきた同盟内のカクマル主義者共、上村・城山などと一緒になって右翼合同反対派をつくり、「右派がバジされようとしている」「右派がりの進行に危険を感じている」ことを根拠に、「反官僚主義」を標榜した分派をつくったこと——こういった事実そのものを大衆的に明らかにすることにおいて、この三面論文は一定の役割りを果たしたと考えなければなりません。

しかしながら、われわれが問題とすべきことは基本的なその暴露の姿勢であり、方向であり、又そこでの足立分派の純プロ主義批判のやりかたなどであると言えます。

つまりこの三四号三面論文での、①「彼らの職場生産点における組織化の構造は、組合・分会といった職場内合法機関への参加、あるいは、左翼反対派サークル（諸派・NRとの共闘組織）への参加を基礎とし、そうした組合・分会・反対派サークル（としての労研・社研）が、職場内の組合的課題や個別大衆課題を闘い、それが政治的統一戦線に参加してくるといえるものである」「つまり課題の枠や組合の枠に相応して個別につくられる大衆共闘機関そのものにはいり込み、各々の大衆的課題を闘うことを、『大衆闘争を闘いながら構築』としていくのである」とか、②「われわれは労共闘の職場内的表現としての学研・社研を基礎とし、これが職場内における課題の枠、組合の枠の中で生起する課題を、それとして他の政治サークルと共闘して闘いつつ、学研・社研に直接組織し、地区政治闘争——全人民的政治闘争を労共闘として闘うという構造をとり、まさに党と革命勢力の結集をもって、武装政治闘争を貫徹する構造において、あらゆる大衆闘争を担っている」などという「批判」の仕方こそ、問題としなければならぬのです。

総じて言った場合、第一にまずもってこの三面論分には、十一中委以外のわれわれの思想的・主体的格闘の位置、「戦旗」三四〇号なり三四三号での、純プロ主義批判や主体性の問題への接近の、本質的なうけとめがなされていません。

すなわち『ポリシェヴィキの要塞』的位相にとどまり、大下や西田の悪いことを言うばかりで、われわれが自分につきつけてきた思想問題や主体の問題を、何らえぐりだすことなく素通りしてしまっています。

ために批判のレベルそのものが、丁度『解放』のカクマルの中核派批判のようなものにとどまり、一人よがりの主観主義というか、闘う人民との階級関係を無視した自己確認的なものに、人格的なものや資質的なものに、とどまっています。

だからそこではわれわれがどういう政治内容を問題とし、又主体的切開をなそうとしているのかは全くわからないし、それとの関係で、足立分派が人民大衆との間に、如何なる反階級的な関係や、誤った位置をつくりだしているのかも、全く明らかにされません。

闘う人民大衆の上を素通りし、階級的批判をつくりだせず、一対一的な当事者の批判に終始しているのです。だがこれでは、「あの時こう言ったじゃないか」とか、「こう言っていることを聞いた」などという低俗極まりない西田や大下の、「分派の理由」と、同じ位相にわれわれがおち込むことになってしまっているのであり、それは決して正しくはないのです。

第二に、内容的なものとして、第一の誤謬につきまといわれているが故に、足立分派のカクマル路線なり純プロ主義に対する批判そのものが、結局闘いの形態を問題としているだけの批判にしかなくなっていません。

これは十一中委路線の不充分性とも関連し、又われわれが七三年夏よりかなりしばらくのあいだおち込んでいた誤りでもあるわけですが、確かに闘いの形態はその性格を規定するとはいえ、性格を言わずに形態だけを言う限りでは、決して純プロ主義やカクマル主義を内容的にのりこえたことにはなりません。

闘う活動家や大衆の魂というか、精神を問題としないで、闘いのやり方だけ問題としても、それは批判にはならないのです。

この三四号が執筆された頃には、既にわれわれは「主体と党風」論文などをつうじ、思想性や主体性を、内面から問題としようとしていたのであり、当然にも足立分派批判に際しても、その姿勢は貫ぬかれる必要があったのです。

政治内容や思想、主体を問題とせず、形態や理論を問題とし、人民を問題とせずに党のみを問題とし、規律を物質化する条件をつくりだすことを問題とせずに規律のみを問題とする、そんな頭で転倒した観念的作風こそが、理論主義、前衛ショウビニズム、純プロ主義の実践的あらわれなのであり、この三四号三面論文は未だわれわれがそういった誤謬を、本質的には克服しきれていない一つの表現として、極めて否定的な残滓としてうけとめられていかなければなりません。

われわれがつくりだそうとしている労共闘運動、革命的労働運動は、血債の思想をもって日帝の侵略反革命と対決し、自己否定のパスをもつて腐朽性に抗する、最も戦闘的でラジカルな、まさに人民一人一人の魂をゆり動かす闘い、思想性と主体性をかけた闘いなのであり、そのことの意味が、何度も、いついかなる時でもとらえかえされていく必要があります。

そういった点で、何らそのことを明らかにせぬまま、職場内合法機関に依拠して闘うのか、政治サークルと地区労共闘を軸にするのかを、全くアブリオリに語ることは無意味であり、形態主義であり、克服の対象なのです。



以上をもって、この四年間のわれわれの闘いの基本的性格を明らかにし、蜂起・プロ独派の立脚すべき地点を、一定明確化してきたと考えます。

まさにそこではわれわれは、日々の日常実践において、不断にアジア被抑民族・人民や国内被差別大衆の立場にたつて思考し、行動する、そんな共産主義者への自己形成を心がけていなければならぬし、又あらゆる活動、あらゆる実践の瞬間瞬間に、闘うアジア人民への自己批判と、帝国主義的抑圧と差別の歴史に対するツングをかけ、血債をかけて行動するものでなければなりません。

芦溝橋事件三七周年としてもある、本七・七集会は、まさにそのようなものとして、血債をかけ、日帝のアジア侵略反革命を打破する意志統一を、われわれの全人生、全人格を賭した決意と覚悟によって、強固に、戦闘的につくりだしていく任務を負っています。

ここでは、本基調提起の最後として、日本帝国主義の現時点の攻撃を暴露し、闘う労働者人民の子弟たらんとする、そこでのわれわれの任務を明らかにしていきたいと考えます。

(a) 日帝田中の現在の反革命策動の性格

まず日帝田中の反革命的諸政策を、基本的に規定するものと考えられる、現下の日帝の下部構造の動向について見てみるならば、大蔵省が今年四月発表した国際収支四十八年度分推計においても、総合収支で百三十四億四千三百万ドルの赤字が記録されていることに注目しなければなりません。

総合収支の赤字は四十二年以来六年ぶりといわれていますが、昨年度の総合収支の赤字幅は、それに先だつ四十五年から七年までの三ヶ年間の黒字幅に匹敵しているのです。

ために四十九年度末に百八十一億ドルあった外貨準備高も、四十八年度末には百二十四億ドルにまで落ち込んでいます。

この国際収支統計はFOB(船積み)価格でだされているわけですが、これをCIF価格(FOB価格に運賃、保険料などを加算したもの)でかん算した、貿易統計で見ると、四十八年度の輸出は三百九十六億九千五百万ドルに対し、輸入は四百四十九億三千三百万ドルで、実に五十二億三千七百万ドルの入超を記録しています。これは、四十七年度の四十六億の出超から比べ、一年間に約百億ドルの悪化を見せていることとなります。

このうち原油の輸入は二億九千万キロリットル・八十六億ドルあり、金額では前年の約二倍にはねあがっています。

輸出は鉄鋼、船舶、自動車の「輸出御三家」なるもので、全体の三五%、百三十七億ドルをしめています。地域別の輸出入動向では対米輸入が百二億ドルに対し、輸出が九十八億ドルだったため、六年ぶりの入超になっています。まさに日帝はその基盤において、現在大きく危機を進行させているのだと言わなければなりません。

もっともかかる実情にもかかわらず、昨夏来ひとしきり続いた、石油資源危機とそれにもとづく電力節減による生産縮小、レイオフや一時解雇が、日帝の基幹部分が大打撃をうけた結果である等と考

えることは、基本的にはできません。つまり五十億ドルを越える入超、百三十億ドルの国際収支の大幅赤字にもかかわらず、やはり今年四月国税庁から発表された資本金一億円以上の、国内七千四百二十六社の申告所得によると、鉄鋼、繊維関係の諸社は軒並にその所得を倍増させており(新日鉄が前年比三・四八倍、日本鋼管が九・三三倍)、家庭電器メーカーも依然もうけており(松下電器が法人所得一位、日立三位、ソニー十六位、東芝三十五位など)、ましてや買い占め、売り惜しみで問題となった丸紅、伊藤忠などは、二・七倍、二・四倍と売り上げをのばして、結局これら七千四百二十六社で六兆四千八百億円(前年比三二・三%増)もの、もうけを得ているのです。

ここにおいては、これら大ブルジョアの強蓄積の犠牲になっているのが、強奪を強要されている労働者・人民であることは、余りにも歴然としており、原材料の値上りをつうじて利潤をまわしている、すなわちそれをすべて不必要な製品価格の値上げに結びつけて、矛盾を人民に押しつけているのが、日帝の政治委員会たる田中帝国主義政府に他ならないことは自明であるといえます。又、こういったなかで、われわれが注目しなければならぬのは国際収支統計において、長期資本収支で九十億八千三百万ドルの赤字をみせていることと、これは日帝の海外投資、資本投下が、四十八年度中に前年度を三十億ドルも上まわる進行を見せていることを示しています。

つまり日帝の下部構造は、四十八年二月頃からの円の変動為替相場制への移行以来、中東戦争を機にした原油価格の値上げとも相まって、大幅な入超傾向を見せつつ、その中で対外投資が急増していることを、一つの特色としていえるのです。

強過ぎる国内需要が物価を引上げた、だから総需要抑制策をとりつつ、輸出をのばす、これが福田の提唱した日帝の延命策であったわけですが、実情はむしろ原材料、人件費などの生産コストの値上がりや物価を押し上げるといって、いわゆるコスト・インフレへの転換傾向としてあり、これは日帝の国際競争力を弱めることはあっても強めるふうには絶対に結果せず、ここにおいて日帝は、帝国主義的死活をかけての根本方針の転換を要求されているといえます。

しかもその方途は、そういくつもあるわけではありません。

第一には海外投資を一層強化し、金利生活者の国家の色彩を一層強めることによって、市場圏、経済圏を構築していくこと。

第二には生産コストを抑制するために、安い原材料と低額労働力を求め、海外へ進出し、国際競争力を持つこと。

第三には生産物の値上りを、製品への価格転嫁としてとりつくり、企業収益を維持し、国内人民からの強収奪を一層促進することとのみちそのような方策しか、日帝ブルジョアは持ち得てはいないのです。

そこから現在の日帝田中の基本的政策が、一方における主要にはアジア(特にASEAN諸国)へむけた、徹底した侵略反革命策動と、他方における国内人民の反革命的統合政策として、その性格を決定させつつ、進行していると言えます。

前者の貫徹のためには、昨年末以来の日韓定期関係会議や、田中の訪欧(ニクソンとの会見によるアジア政策の再検討、ソ連との取引)、日中航空協定調印による中国貿易拡大の志向、そして反日暴動の当然たる糾弾にさらされたアジア歴訪などがあり、後者を方向づけるものとして「君が代、日の丸」の法制化、靖国法案の衆院強行採決、徳育教育の強調、日教組への公務員法三七条をタテにとつた反革命弾圧、刑法改悪の法制審議会総会での答申、大学立法の期限切れにもなう新大管法制定策動などを、かぎりなくあげることができます。

このような対外的な侵略反革命政策の遂行と、国内における労働者人民への反革命的統合策動が、日帝ブルジョアにとり、如何に焦眉の課題であるかは、現在の政治過程をみれば歴然です。

例えば金大中事件により、昨年末にまで日韓定期関係会議を延期させた日帝は、そこで朴の「長期開発計画」に二百四十七億円の援助

を約束し、①浦項製鉄所の拡張と、②セマウル運動への補助をなしたわけですが、それに続く二月末には日「韓」民間合同経済委を開催し、重化学工業化政策に日帝民間資本がどうかかわるのかを検討し、更に三月八日IECOK(対「韓」援助協議グループ)なるものを世界銀行主催で米帝との共同のうちに創設、又それに先立つ一月三十日には「日韓両国に隣接する大陸多南部の共同開発に関する協定」を調印、東シナ海九州西方沖合の石油、天然ガスを共同開発(実は日帝が擯取)することを決定しています。

一月八日「大統領緊急措置」なる反革命立法を發動し、対日隷属化粉砕と憲法改正、朴独裁政治打倒などをかけ決起した「韓」国労働者人民の圧殺にのりだした日米帝国主義のカイライ政権たる朴は、こうした日帝からのテコ入れに支えられ、昨年八月の日米会談での「韓」国軍近代化のための五千万ドル援助などを資金にしつつ、金大中の再逮捕や民青学連への大弾圧を矢継ぎばやにくりだし、公害企業をつくらせ、日本の四分の一以下の低賃金で、日本や西欧むけの衣料などを、日本の資本と経営と材料によって生産させ、歴史的にも全く正当なものとしてある「韓」国人民の反日帝、反朴闘争を圧殺しつづけているのです。

又日帝は、七十年以来「馬山(マサン)輸出自由地域」をつくらせ、そこでの労働者の団交権やスト権を一切ハク奪し、無関税を承認させ、九十%以上が日本資本といわれる百十五もの国外企業を戦前の租界と同じようなものとして、そこにおくり込んでいます。つまり既に「韓」国では日帝は、単なる経済的進出にとどまらず、米帝の肩代りとして、朴の反革命軍事政権を支え、人民決起を抑圧し、強弾圧し、まさに反革命の盟主として君臨しているのです。

このような人民にツバする日帝の行為が、歴史の断罪にあわぬわけがありません。「韓」国人民の全く正当な対日隷属化阻止の闘いはますます燃え上り、「韓」国人民は、日帝に対し、否日本人に対し、老人も子供も、涙を流しての糾弾を繰広げています。

このように自分の回りで目につく物資は、ほとんど日本製であり、街にはわがもの顔でほつき回る日本人旅行者があふれており、しかもそれが過去の侵略の歴史の上塗りとして、何ら歴史を對象化し主体的に反省させぬまま、金持ち面し、アジア人民を見下す態度で、そこが自分の家の庭であるかのように動き回る、そんな現在の日帝と日本人に対するアジア人民の反感は、単に「エコノミック・アニマル」などという西洋人の抱く東洋人差別意識、教養のない動物的な人間という蔑視の感情とは全く異り、まさにどうしようもない抑圧者、侵略者、土豪劣紳のたぐいとして位置づけられていることを、われわれは知らなければなりません。

日帝百年のアジア侵略反革命の歴史は、そのまま現在の歴史であるのです。

このことが最も象徴的に表現されたのは、今年一月七日から十日間にわたっておこなわれた田中の東南アジア歴訪であり、フィリピン、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシアの訪問先のすべてで発せられた、極めて革命的な反日暴動の嵐であったといえます。日本製の車を焼き払い、日本の商店を襲い、日の丸をひきちぎる、タイヤインドネシアでの数万の人民の決起に、田中は「予想以上に反日感情は悪いネ」などと、全くすつとほけたことを語ったわけですが、そこで消耗してこれからは余り露骨なことはやらず、もっと穏健にやろう等と吐露しても、糾弾されているのは日帝の「新植民地主義」的政策であり、帝国主義としての存在それ自身であることを知らなければなりません。

又それはかりではなく、七三年春の二八〇万労働者の決起から、七四年春の八〇〇万以上といわれる、公労法十七条粉砕、インフレ手当要求、年金スライド制導入などをかけた日本労働者人民の決起の波にもさらされ、日帝田中は国内的にも、更なる反革命的な人民結合を必要とし、反動攻勢を強めざるをえなくなっています。筑波大学や防衛医大を開校させ、教育の帝国主義的再編の足がかりをつくりつつ、教頭職法を発足させ、教員支配の道をひらき、日教組のストライキに対し、公務員法三七条をタテにとった大弾圧を

加え、六八・六九年頃の学園闘争時に時限立法した「中教審答申」にもとづく「大学運営にもとづく臨時措置法」の期限切れに際し、「新大学管理法」の制定をもくろむなど、学校教育が悪いから今の若者は政府に対し悪い感情を持つという勝手に主観的な判断にたつての、全面的な帝国主義的教育再編を押しすすめて、今の刑法では複雑で集団的な犯罪を罰しきれぬことを根拠に、治安立法でしかない刑法改悪をもくろみ、靖国法案を衆院で強行採決し、徳育なるものをうたい、日の丸や君が代を法制化しようと、手当り次第の反革命的統合政策としてそれは押し進められています。

法制審議会の最終答申どおり、刑法が改悪されるならば、公務執行妨害は三年以下だったのが五年以下に、騒動関与は二千五百円以下の罰金だったのが二年以下の懲役になるなど、実に五十余りの刑を現行より重くし、約三十の罪を新設して人民を弾圧しようとしているのです。

この刑法改悪は徹底した国家主義を第一の色彩とし、公務員機密漏示罪だとか企業秘密漏示罪、「騒動の罪を犯す目的で、二人以上通謀して多衆を集合させ、または凶器を準備した者」という騒動予備罪をつくり、第二に重刑と応報刑主義をとり、第三に保安処分制度を導入することにより、ロボトミーを合法化しようとするなど、ナチスよりももっとひどいような反革命弾圧立法として、今われわれの前にたちあらわれようとしています。

又こうした攻勢のなかにあつて、十三年間にわたって闘いつづけられてきた狭山差別裁判が九月結審され、年内か明春に判決が下されようとしているのです。

日帝の手先寺尾は、三百万部落大衆の糾弾の嵐にさらされ、無罪判決をださざるをえなくなり、六項目鑑定書なども実質上認めることになっていくと考えられるわけですが、しかし井波退官後も一貫して続く司法の反動化は、必ずしも事態の樂觀を許さぬ重大さをもって反革命的な方向に進展しています。

われわれは無罪の石川青年の即時釈放、奪還をかけた、死刑判決策動を粉砕するために、九月狭山決戦には総力をあげてとりくまなければなりません。それはともかく、かかる対外侵略反革命と対内反革命人民統合の嵐に抗し、闘い抜かれたはずの、七四年国民春闘の成果は何だったのかを、次に主体の問題として一定確認しておく必要があります。

(b)七四年春闘の革命的成果とは何か

①三万円以上の賃上げと②生活破壊に苦闘をしいられている「社会的弱者の救済」(それは全国最低一律賃金制の確立だとか、社会保障の充実、インフレ反対などとして語られた)、そして③公労協の場合公労法一七条の一項、公務員の場合公務員法三七条の一項に禁止された、スト権、団交権の奪還を「三本柱」とし、四月十一日より十三日までの国労、動労、私鉄総連(二百二十二組合)、都市交通労連(三十九組合)のストライキを中心とした、全通、全電通、全林野、全専売、全印刷、アルコール専売などの公労協、公務員共闘その他民間各単産による、空前のゼネスト春闘は、いくつかの成果を持って「勝利」のうちに幕を閉じました。

その成果としては、第一に賃上げは私鉄三一・四%(二八五〇円)、三公社五現業二九・二七%(二万七千五百九十四円)をはじめとし、平均三〇%と、これまでの相場をつくった鉄鋼の二五五〇円をのりこえ、大きく前進し、第二に「弱者救済」に関しては、各種年金の物価スライド実施、引上げを与野党一致で衆院社労委で可決、このために政府は総額三百三十億の支出をしいられることになり、基本的に「一定の前進をもちとり、今後の闘いの足場を築くことのできた」(四月十三日、春闘共闘委・市川議長長の収拾声明)と言われしめ、(その内容は、①厚生年金、船員保険の年金額のスライド実施時期を、三ヶ月繰上げ八月からにする、②国民年金については同実施時期を四ヶ月繰上げ今後九月からとする、③老齢、障害、

遺族、母子などの各種福祉年金、老齢特別給付金の引上げ時期を、一ヶ月繰上げ九月からとする、④児童扶養手当、特別児童扶養手当の引上げを一ヶ月早め、九月からとする。etcで約二百億円の国庫負担の増大が必要といわれる。第三にスト権、団交権については、政府と春闘共闘委の五項目了解事項(①政府の関係閣僚協議会では、三公社五現業等の争議権、当事者能力強化の問題の解決に努力する。②協議会の結論は可及速やかに出し、運営について随時労働側の意見を聞くなど内容をとする)として確認され、獲得されたのでした。

総じてこの七四春闘は、スト権と弱者救済をかかげることで、これまで賃金闘争としての春闘のカベを、昨年に引続きとり払い、国民春闘としての性格を強くしたものと見て、「われわれは今春春闘を反インフレ、生活防衛のための国民春闘として闘い……この闘いは政治・経済の現状に対する国民的不満の高まりと結合し、政府・財界に痛打を与えた。そして自民党政府・大資本が牛耳っている政治、経済の軌道を変えさせるきっかけをつくり得た」(前出、取捨声明)と言わしめる程の高揚をもち、戦後最高の二・一ゼネストをも上回る闘いとなったのでした。

この「否定的」結果を憎悪し、七三年四月二十五日の国労久留米事件、長崎全農林事件での最高裁差し戻し判決(公務法一七条や公務員法三七条の憲法二八条に対する合憲判決)を法的根拠とする。これによって、日教組への十二都道府県九百十三ヶ所へのガサ入れをはじめとした、多量逮捕を集中させ、又賃上げの見返りとしての電気・ガス料金の値上げを認めることによって巻返しを策しているのが、現在の日帝田中の姿と言わなければなりません。

それはさておき、こうした一大高場の国民春闘の基本路線に対し、はたしてそれが「勝利」であるのか否かを、われわれは対象化しておかなければならないのです。

つまり数年前までの、同盟などを主な推進力とした既成労働四団体(総評、同盟、中立労連、新産別)の統一という、労働戦線の右翼の再編の動きを完全にフックとばし、民間鉄鋼や海員組合主導の賃闘を、官公労主導へと転換させ、なおかつ国労、動労の鉄労切り崩しの前進に見られるような、大きな戦闘的潮流の輩出として結果した、この七四春闘の成果を、それとして確認しつつ、八〇〇万組織労働者の決起が、何をもちたらし、又何を生みだす方向にあるのかを、われわれは見なくてはなりません。

それはスト権と賃上げについてはいさしらず、むしろ七四春闘を国民春闘と僭称させるもとなつた、史上初めての「弱者救済対策」要求なるものについての、われわれ革命的左翼からの糾弾として発せられるものと言えます。

この弱者救済要求は「生活闘争や制度要求の延長線上に」あるもので「春闘方式の外延的拡大」にあたるものだ等と、すなわちそれが基本的な民間労働運動における社会的諸問題(物価、税金、社会保障、住宅、公害)の取上げの一つとしてある以上のものではないことを、清水慎三は「解明」している(『月刊労働問題』七四年六月号)ですが、われわれの提起したいことは、そんな評論めいたことではないのです。

われわれは、これが春闘共闘委に結集した八百三十四万人の組織労働者を強者とみなしつつ、その他のもの、すなわち年金や諸手当の受給者、老人・子供・障害者・母子家庭などの未組織大衆、被抑圧人民を、「弱者」と見下し、安っぽいブルジョア同情心で自己満足するだけの、徹頭徹尾本工主義的にして純プロ的なエセ・ヒューマニズムの産物でしかないが故に、根底的な地平で批判するのです。まさに「弱者救済」の国民春闘には、本工プロレタリアの利己心と、将来を保障された生活を持ち、又人並み以上の生活水準を享受するものだけの、自分を強者とみなす尊大さ、傲慢さがひしめいており、革命的などころかむしろ至少な、排外主義・自己満足が充ちあふれていることを、われわれは見抜かなければなりません。

毎年春先には春闘をおこない、二〇〇三〇〇の賃上げをもちと、住宅、施設、その他生活の諸領域で組織労働者としての特権的待遇を有したものが、何の保障も得られぬまま、帝国主義の人民抑

圧の嵐を一身にうける被差別・被抑圧大衆(七すか現行五〇〇〇円の子年金額をもって、生活の糧を得なければならぬ程に、徹底して搾取されつくし、収奪されつくした人々)を、「弱者」と見下し、ストライキをやって二・三千元の増額を「かちとってやった」ことを、戦果としてかかげること程、実は人民を愚弄した話はないのです。

そういつた人々を「弱者」とみなし、労働力商品としての価値を失しなかつた労働者・人民として、不断に社会的に排除していくのは、まさにブルジョア階級であり、それを前提的に認めたらうで、彼等への「救済」を、自分達の「強さ」の例証として求めていこうとしているのが、春闘共闘委の本工主義的七四春闘の本質に他ならないのです。

このような立場からは、第一に例えば自分達の闘いの不十分さが、こういつた「弱者」とよばれる人々を生みだしていること、すなわち戦後二十数年の民間政治と帝国主義との取引きが、非組織労働者や被差別大衆を、帝国主義の人民抑圧政策のまっただ中に追いつてきたことの反省は、とてもかちとれないし、ましてや、そういつた人々に対する血債の思想をもって、帝国主義に対決していくという、根本精神は、とても生み出されるものではありません。

だから第二にこのことは、帝国主義の基本的な政治動向に対する闘いとしての、日帝のアジア侵略反革命政策との対決を、アジア被抑圧人民に対する歴史的猛省によってつくりだしていく、つまり階級闘争の敗北の結果侵略を許してきたことを自己批判し、又天皇の臣民として侵略の尖兵に労働者階級自身になってきたことを、痛恨の思いで反省する、そうした立場から帝国主義の基本動向との闘いを、労働者階級の闘いの基本任務にすえていくことにはならないし、それ故結局は体制の枠内に包みこまれていくことにはならないのです。

七四春闘の一大高場は、公労協や公務員共闘の課題として、政治闘争としてたたかわれる以外ないスト権・団交権をかかげて闘いながら、結局これは全くアイマイな五項目了解事項などというものでお茶をにごしたにとどまり、又「弱者救済」なる項目は、おのづから純プロ主義や本工主義に汚染された、つけ足しの課題でしかないが故に、結局これまでの民間労働運動の枠を総体として打ち破るものとはならず、それ故、三日間の一大ゼネストにもかかわらず、田中帝国主義政府打倒の政治危機をつくりだしていく闘いにも発展しない、あくまでも条件的な物取り闘争として終ってしまふ以外なかったのです。

ここに噴出している広範な青年労働者の戦闘性、革命性を、まさに日帝打倒の政治潮流にまで高めあげ、アジア侵略反革命を粉砕する闘いをつくりだしていくことが、今後のわれわれ革命的労働者の任務として課せられていることを、確認しなければなりません。

そして何よりも、既成労働運動のいかなる闘いの高揚も、根底において人民を解放し、すべての人間の尊厳を守り、又帝国主義の侵略反革命と国内人民抑圧、反革命的な人民統合を打ち破る闘いを作り出すことはできないのだということ、たとえ闘いの火花は小さくとも、革命的労働運動というこの火花をもってしか階級闘争に勝利する方向はあり得ないことを、われわれは見る以外ないのです。

そしてまさに、七四春闘を象徴とする既成労働運動の改良主義、体制内物取り主義では決定的に抗し得ない闘いとして、武装蜂起と内戦をも射程に入れた、日帝のアジア侵略反革命阻止の闘いが、われわれの前にたちはだかっていることを、最後に確認していかねばなりません。

(c)七・七の歴史とわれわれの任務

われわれが本七・七政治集会を、七・七猛省集会と位置づけたことの意味は、第一には一九三七年七・七芦溝橋事件以来の、中国や、

東南アジアへの日帝の露骨な侵略の歴史に対し、われわれが革命的な血債をおっているからであり、第二には七〇年七・七集会での、華青闘からの、「抑圧民族としての日本人諸君、在日朝鮮人、中国人は日本人を告発しつづける。芦溝橋三三周年にあたって、排外イデオロギーへの日本人の屈服と包摂こそが、焼き尽くし奪い返し、殺し尽す帝国主義の侵略戦争をもたらしたことを想起せよ。

今、日本人は国家権力の側に立つのか、在日朝鮮人、中国人の側に立つのかという、死活的選択にたたされている。「われわれ在日朝鮮人、中国人の問題は決して新左翼の中に定着しなかったと断言する。そのような事態に対する根底的自己批判なくして、連帯は空文句にすぎない」という、全く革命的左翼を自認するものにとり戦慄する以外ないような糾弾をうけとめられ、無為に四年間の歴史をすごしてしまった（その過程で純プロ主義・理論主義・前衛シ・ウビニズムとの闘いを、いかに繰広げていたとしても）ことに對する、痛恨の自己批判のために他なりません。

まさに七・七芦溝橋事件は、今をさかのぼる三七年前、次のような侵略の歴史としてつくりだされたのでした。

中国内部における内戦、地方軍閥間の争いや国民党と共産党の闘いを利用して、既に一九三二年三月一日満州国なるものをデッチ上げていた日本帝国主义は、この植民地国家としての満州への資本投下をいそぎ、「日満経済ブロック」を建設し、高利潤を得ていたのですが、更に一九三五年十一月には華北自治政府を発足させ、その経済圏を「日・満・華北経済ブロック」へと押し広げ、ソ連攻撃に際しての後方陣地形成を急ぎはじめました。

これに対し蔣介石国民党政府の対日妥協政策を鋭く批判した中国共産党は、一九三五年八月一日「抗日救国のために全国同胞に告げる書」（いわゆる八・一宣言）を発表し、「国が亡ぼされ、民族が滅ぼされんとする大禍が、焦眉の間に迫っている」ことを訴え、意見や利害の対立をこえて、即時に内戦を停止し、「抗日救国にすべての力を結集し、たまたかう」旨を訴えました。（この年七月にコミンテルン七回大会の「反ファシズム統一戦線」が、デイミトロフの提唱により打ち出されている）

しかし現地駐屯した日本関東軍は、一九三三年頃比べての満州景気の後退が、例えば石炭・銑鉄・硫安・鉱油・鉱石などをみても、三三年の四四・九％から三六年の一七・三％へとおちこみ不況へと至るにおよび、侵略拡大方針を打ち出し、華北の炭田と綿花を占有するにとどまらぬ、「対ソ戦争に要する軍隊資材の、平時より大陸での備蓄」（参謀本部・「対ソ戦争指導計画」）のための、全面戦争にのりだそうとしたのです。

これはソ連をおそれ、中国に対しては一撃で倒せると考え、中国の抗日戦力や民族解放運動の底力を全くあなどっていた結果です。

日本が満州を侵略し、更に華北にまで手をのびしつづ、なおかつ中国民衆の反旗を、何ら正しく分析できなかった近衛内閣、なかなか現地関東軍は、戦争の気拡大を志向し、あらゆる中小企業への資本投下をつうじ、中国民族資本をことごとく駆逐し、破滅させる政策をとり、日本の技術と機械を投入し、又安価な中国人労働力を奴隷的に搾取して、中国全体を日本資本主義の全体制のなかに繰入れようと画策したのでした。

英米資本は政府借款や交通資本への投資、ないしは民間独占ブルとの提携をつうじての侵略という方向をとっていたので、中小民間会社や中小企業の一つ一つを乗っ取っていく日本帝国主义のやり方は、中国の民族ブルジョアジーをことごとく敵に回し、逆に抗日民族統一戦線の気運をつくりだしていくことになったのです。

このような背景下で、抗日妥協政策の蔣介石が、地方軍閥たる張学良・楊虎などの国民政府下東北軍青年将校に逮捕され、拘禁されるといふ西安事件が一九三六年十二月おこり、又中国共産党は逼蔣抗日（蔣介石に抗日をせまる）路線をとり、国民党三中全会（一九三七年二月）へ圧力をかけたのでした。

この三中全会で内戦停止、一致抗日が、蔣介石の対共赤化根絶を

しりぞけて勝利し、中国は巨大な民族統一の大統一戦線をつくりあげることになったのです。（朝鮮においても一九三四年に、それまでの抗日遊撃隊を再編成した、朝鮮人民革命軍がつくりだされている）

こういつたアジア人民、中・朝人民の反帝国主义、民族愛国運動の大高揚をも、正しくとらえかえすことができぬまま、一撃で中国を倒せると過信していた日本軍閥どもは、華北分離政策を徹底化し、第二満州国として植民地化する意図で、一九三七年七月七日、北京郊外の芦溝橋での、陰謀的戦争拡大をはかるのでした。

つまり一九三七年七月七日、北京西南の豊台に駐屯していた支那駐屯歩兵第一連隊の第三大隊第八中隊は、芦溝橋北方の竜王廟付近で夜間演習をおこなっていたのですが、夜一〇時半頃、演習中の日本軍の仮設敵の軽機関銃の空砲射撃の際、反対方向から数発の小銃の実弾が発射されたように感じ、中隊を集合させたところ兵一名が行方不明になっていたので、（この兵は二〇分後発見され、隊列に復帰している）、その旨を大隊長につたえ、更にそれが連隊長に伝えられたところ、「断固戦闘するもさしつかえなし」の命が下り、午前五時芦溝橋近くに駐留していた中国軍への攻撃を開始したのでした。

この攻撃が、以後八年間にわたる日中戦争の口火となったのであり、しかもそもその最初の発砲は日本軍の特務機関がおこなったか、ないしは錯覚で全然なかったのだとさえ言われています。

対ソ戦に備えつつ華北を第二の満州国として属国化せんとねらっていた、日本軍部は、不拡大派も存在したものの、現地関東軍の兵力急派一撃収拾論におしまくられ、華北居留民の安否を口実とした支那駐屯の大増強が促進され、ここに一大侵略戦争が開始されるのです。

一方中国共産党、毛沢東は同年五月三日延安での中国共産党全国代表者会議で、「抗日の時期における中国共産党の任務」を提起し、「中国が自己の存亡をさめる最後の時期は、いま迫りつつある。中国の救国抗戦は急速に準備しなければならぬ」旨述べ、中国人民に抗戦の準備を訴えたのでした。

中国民衆はこれにこたえ、中国共産党下の青年義勇軍は増強され、全国学生の武装訓練を開始したのでした。このような抗日戦の準備を基盤としつつ、七・七事件勃発後の九日には、党内に抗戦の指令を出し、抗日義勇軍の組織化をはじめました。

こういつた中国共産党と人民の抗日戦争の気運におされ、三中全会での確認もあって、当時はまだ中国で一番強い影響力を持っていた蔣介石もやむをえなくなり、「最後の関頭」の談話を発表し、「最後の関頭に立ち至らば徹底的犠牲、徹底的抗戦により全民族の生命を賭して国家の存続を求むるべきなり」と訴えたのです。

ここに至り中国人民の不退転の抗日戦争が開始され、国共合作・抗日民族統一戦線の途が開かれていくことになりました。

英雄的で革命的な中国人民の抗日武装闘争が、徹底して日本軍を悩まし、打ち破り、一九四五年八月、ついに日本を無条件降伏においこんだとは、誰もが知っていることです。

まさにこのような歴史性のうちに、中国人民の血の記憶のなかに七・七はあり、そして三十三年後の、華青闘告発はあったことをわれわれは確認しなければならぬのです。

われわれ日本労働者人民は、全アジアの被抑圧民族・人民に対し、日本帝国主义百年の侵略の歴史の全責任をおっており、そこで流された数百万人の虐殺の歴史に対する血債をおっているのです。又その歴史は現在も続いているのです。

だから現下の田中帝国主义政府のアジア侵略反革命政策に抗し、まさにわれわれ一人一人の革命的左翼の生命を賭して、アジア人民に連帯し、これを打ち破っていくことは、歴史の血債をかけたわれわれの責務であり、のがれることのできない「天命」であるといえます。

この闘いは正義の戦争であり、徹底してこれを闘い抜くなかのみ、唯一日本労働者階級の崇高な任務は宿っているのです。

本七・七政治集会は、そのようなものとして、これまでのわれわれの全歴史性をふりかえり、容赦ない革命的な自己切開をおこない、アジア人民の糾弾のまゝに猛省し、しかして不退転の日帝の侵略反革命政策打破、国内人民の反革命的統合粉砕の意志統一を打ち固めることに、その全意義を有しています。

これまでわれわれは一貫して日本帝国主義の侵略反革命との闘いを訴え、数々の戦闘を実現してきたにもかかわらず、アジア人民の糾弾の前に猛省するというこの作業をやり抜けず、七二年沖青同諸君からの批判と告発、そして同時期の純プロ主義との闘いをつうじ、又党の分裂という七三年六月足立分派問題の経験をつうじて、はじめてこの作業に着手したに他なりません。

又それは今春期闘争での、狭山、本山、沖繩、朝鮮、三里塚闘争への取組みにおいて、漸く検証され、正しい内容として戦取されはじめたというにすぎません。

だからこそまさにわれわれは、この七・七猛省集會を真に内容あるものとして克ち取ることによって、日帝のアジア侵略の歴史を想起し、又現下の田中帝国主義政府のアジア侵略反革命政策を対象化し、われわれの抑圧民族、侵略者としての歴史性と現存在を、ますます痛苦に、根底的に、自己批判的にとらえかえしていかなければならないのです。

そういつた二重・三重の階級的、組織的自己批判をつうじてこそ、真に日帝のアジア侵略反革命への排外主義的動員に抗する、革命的労働者・人民の思想的主体的武器は打ち鍛えられるのであり、又秋期に迫りくる三里塚鉄塔撤去死守、空港開港阻止戦や、狭山差別裁判の九月結審策動粉砕・石川青年奪還の狭山九月決戦の立脚点は、深められ、広められていくのです。

七〇年七・七芦溝橋三三周年集會の組織化において、われわれにつきつけられた課題は、入管闘争の取組みにおける抑圧民族の一員たることを忘却した無責任さ、政治利用主義の反省にとどまらず、かくして日帝足下のプロレタリア人民の歴史と現存在に対する糾弾として、巨大な意義を持ち、又われわれは遅れてこれを学ぶことによつて、はじめて真にわれわれが立脚すべき地平をつかみとつたのだと言わなければなりません。

われわれはこれをやり抜き、党風を正し、血債の思想を打ち固めることによつて、七・七猛省精神をつくりだしていくのでなければならぬのです。

以上述べてきたことはすべてこの一点に、つまり七・七猛省精神を戦取し、日帝打倒・蜂起・内戦勝利の一大決意をうち固めることにあるのであり、このような思想性・主体性を獲得してこそ、迫りつつある狭山差別裁判九月決戦に真に勝利し、無実の石川青年を奪還し、又三百万部落大衆との根源的な団結、鉄塔死守の三里塚農民との本質的な連帯をつくりだすことができると信じます。

だからまさに、ここで最後にわれわれが確認するのは、革命的な中国の作家魯迅の、次のような言葉でなければならぬのです。

墨で書かれた虚言は、血で書かれた真実をおおいかくすこととはできぬ

血債は必ず、同一物で償還しなければならぬ

『花なきバラ』 その2